明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三二一）　四
○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二二）　五
○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二三）　六
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二四）　六
○社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二五）　七
○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二六）　七
○国土調査法施行令の一部を改正する政令（三二七）　八
○令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三二八）　八
○令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三二九）　八
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三〇）　九
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三三一）　九
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三三二）　一三
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（三三三）　一三

〔府　令〕

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**八七）　一四
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**八八）　四八
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**同**八九）　五〇
○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条の規定に基づき業務を定める内閣府令（**同**九〇）　九三
○資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**九一）　九四
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**九二）　一〇四
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**九三）　一〇四

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**四）　一〇五
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**九）　一〇六
○一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務**三）　一〇九
○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**一）　一二四
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　一二五

〔省　令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**六）　一二五
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一七）　一二六
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**八）　一二七

〔省　令〕

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一七）　一二八
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五四）　一三〇
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**七二）　一三一
○船舶区画規程等の一部を改正する省令（**国土交通**九四）　一三三

〔規　則〕

○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（**国家公安委**一四）　一三三
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（**同**一五）　一四五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔告　示〕

○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一二）　一五三

○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（**同**一三）　一五三

○銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁**八〇）　一五三

○信用金庫法施行規則第百八条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**八一）　一五四

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等の一部を改正する件（**同**八二）　一五四

○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（**同**八三）　一五四

○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**八四）　一五四

○社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**八五）　一五五

○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**二）　一五五

○労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**一二）　一五六

○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一三）　一五六

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**一四）　一五七

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件（**同**一五）　一五七

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　一五八

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による激甚災害に関し定める件（**経済産業**一七七）　一五八

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（**同**一七八）　一五八

○旭川空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**一二四一）　一五九

○石見空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一二四二）　一六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在リビア日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る限度額の表示通貨等を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和六年一一月一日から施行することとし、改正後の別表第一の規定は、同年八月一日から適用することとした。

◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（内閣府本府）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二九号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（内閣府本府）

1　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成一八年法律第四九号。以下「法」という。）第五条第一〇号の政令で定める特別な利害関係がある者を定めることとした。（第四条関係）

2　法第五条第一三号ただし書の政令で定める会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準を定めることとした。（第六条関係）

3　法第五条第一五号ただし書の政令で定める理事の構成の特例の基準を定めることとした。（第七条関係）

4　法第五条第二〇号トの政令で定める公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人に日本赤十字社を追加することとした。（第九条関係）

5　その他所要の改正を行うこととした。（第一条、第五条及び第八条関係）

6　この政令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二四号）（金融庁）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八〇号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二五号）（金融庁）

1　特別法人出資証券のデジタル化に関する規定の整備

㈠　発行者が振替機関における特別法人出資の取扱いに同意を与える際の当該同意のために内部的意思決定を行う機関について定めることとした。（第六五条の二関係）

㈡　振替特別法人出資について株式に係る規定を準用する規定を定めることとした。（第六五条の三関係）

㈢　振替特別法人出資について日本銀行法施行令等を適用除外とする規定及び適用する場合の読替規定を定めることとした。（第六五条の四及び第六五条の五関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二六号）（国土交通省）

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三一号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇国土調査法施行令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（国土交通省）

1　情報技術の進展に対応して、官報等による国土調査の指定及び実施の公示の方法について、電磁的記録によることを可能とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二八号）（内閣府本府）

1　令和六年八月二六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二九号）（内閣府本府）

1　令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈣　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈤　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈥　石川県輪島市の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三〇号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三三一号）（金融庁）

金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備

㈠　貸付事業等権利に係るインターネットを用いた募集等を電子募集業務の対象とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の二関係）

㈡　金融商品取引法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業、貸付債権の取得を行う事業等であるものを、貸付事業等権利とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の三関係）

2　登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲の見直し

適用除外電子記録移転権利の預託を受ける行為を業として行う場合を、登録金融機関が有価証券等管理業務に準ずる行為を業として行う場合として定めることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の二〇の二関係）

3　公衆縦覧規定の見直し等に係る制度整備

上場会社等の役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の送付等に係る権限を関東財務局長への委任事項として追加することとした。（金融商品取引法施行令第四三条の一〇関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正関係

金融商品取引法等の一部を改正する法律により金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に新設した、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務について、その対象となる業務等に係る規定を追加することとした。（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条及び第二条の二関係）

三　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

特定勧誘業務又は第四号事業を行おうとする信託業務を兼営する金融機関のうち金融商品取引法第三三条の二の登録を受けているものに限り、不動産特定共同事業の許可に関する規定を適用しないこととしたとともに、当該金融機関が新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき又は特定勧誘業務を行わないこととしたときはその旨を届け出なければならないこととした。その他所要の規定の整備を行うこととした。（不動産特定共同事業法施行令第一七条関係）

四　資産の流動化に関する法律及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正関係

資産の流動化に関する法律及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令第一二一条関係）

五　その他関係政令の一部改正関係

租税特別措置法施行令、国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、石炭鉱業年金基金法施行令、勤労者財産形成促進法施行令、国民年金基金令、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令、財政融資資金法施行令、確定給付企業年金法施行令、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、対内直接投資等に関する政令、特定複合観光施設区域整備法施行令及び金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

六　準備行為等

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日前における金融商品取引業者の登録等を受けるための準備行為に関する規定等を設けることとした。

七　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三二号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二五号）等を追加等することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一一月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三三三号）（こども家庭庁）

1　母子家庭の母及び父子家庭の父に対する支援の充実を図るため所得が急に減少した配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する貸付けの要件である所得基準の緩和を行うとともに、所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、当該所得基準の額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準の額の加算の対象としないものとすることとした。（第三条第七号及び第三一条第七号関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和六年一一月一日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表中南米の項中「

868,400	839,600	796,500	724,700	652,900	581,000	523,600
437,400			1,050,000	1,020,000	958,900	926,500

」を「

キューバ						
797,100	716,200	635,300	570,600	538,300	505,900	473,600

」に改め、同表欧州の項中「

ウクライナ						
656,500	595,600	546,800	522,400	498,100	473,700	

」を「

ウクライナ						
970,000	950,000	897,400	870,700	830,600	763,900	697,200
550,300	523,600	497,000				

」に、「

ベラルーシ						
612,600	579,900	525,500	471,100	416,600	373,100	351,300
			730,000	710,000	668,300	645,100

」を「

ベラルーシ						
494,800	437,000	390,700	367,600	344,400	321,300	

」に改め、同表中東の項中「

アフガニスタン						
585,900	541,100	518,700	496,300	473,900		

」を「

アフガニスタン						
920,000	950,000					
466,100	494,800					
878,000	926,500					
717,400	778,300					
577,000	630,400					
634,400	670,000					
307,800	329,500					
552,600	610,400					
641,800	697,800					
910,000						

」に改める。

890,000	846,300	822,400	786,600	727,000	667,400	607,800	560,100	536,200
512,400	488,500	」と、「イラク	イラン		850,000	830,000	793,000	771,600
					830,000	810,000	766,000	742,200
739,400	685,800	632,200	578,600	535,700	514,300	492,800	471,400	を「イ
706,400	646,800	587,200	527,600	479,900	456,100	432,200	408,400	イ
ラク		880,000	860,000	819,800	797,000	762,800	705,800	648,800
ラン		880,000	860,000	809,900	784,300	745,900	681,900	617,900
591,900	546,300	523,500	500,700	477,900				
553,900	502,700	477,100	451,500	426,000 」				

と改める。

別表第一のうち二　総領事館の表欧州の項中「ウラジオストク

579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	を
「ウラジオストク		680,000	635,200	599,200	539,300	479,400	419,500	
371,500	347,600	323,600	299,700	」と、「ハバロフスク			650,000	613,800
579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	を
「ハバロフスク		680,000	635,200	599,200	539,300	479,400	419,500	
371,500	347,600	323,600	299,700	」に改める。				

別表第二のうち一　大使館の表アフリカの項中「リビア

合衆国ドル	4,285	3,481	3,080	2,678	2,410	2,142	」を「リビア	13.8%　アメリカ
	13.8%	ユーロ			3,997	3,247	2,873	2,498
2,248	1,998	」に改める。						

附　則

この政令は、令和六年十一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、同年八月一日から適用する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十二号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（令和六年法律第二十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十三号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十号、第十三号ただし書、第十五号ただし書及び第二十号トの規定に基づき、この政令を制定する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六条において」を「以下」に改める。

第四条の見出しを「（特別な利害関係）」に改め、同条中「理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者」を「特別な利害関係は、一方の者と他方の者との間において、当該他方の者が次に掲げる者に該当する関係」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「理事」を「一方の者」に改める。

第五条第二号ヘ中「第八条第一号」を「第九条第一号」に改める。

第六条中「第五条第十二号ただし書」を「第五条第十三号ただし書」に、「もの」を「額」に、「同条第十二号ただし書」を「同条第十三号ただし書」に、「勘定の額に」を「額の区分に」に改め、同条第一号及び第二号中「千億円」を「百億円」に改める。

第八条中「第五条第十七号ト」を「第五条第二十号ト」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本赤十字社

第八条を第九条とする。

第七条中「第五条第十五号ただし書」を「第五条第十八号ただし書」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（理事の構成の特例の基準）

第七条　法第五条第十五号ただし書の政令で定める勘定の額は次に掲げる額とし、同号ただし書の政令で定める基準は三千万円とする。

一　一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額

二　前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額

附　則

この政令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十四号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信

社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十五号

社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百四十七条の二第二項並びに同法第二百四十七条の二の三第一項において準用する同法第百二十九条第三項第七号、第百四十二条第二項及び第百六十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二を第六十五条の六とし、第六十五条の次に次の四条を加える。

（特別法人出資を振替機関において取り扱う旨の発行者の同意）

第六十五条の二　法第二百四十七条の二第二項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する特別法人出資の発行者の役員の全部又は一部をもって構成される合議体であって業務執行の決定を行うものとする。

（特別法人出資に関する株式に係る規定の準用）

第六十五条の三　第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十三条第二項第二号	及び数	及び口数（これに類するものを含む。第三十六条第二項第二号において同じ。）
第三十六条第二項第二号	及び数	及び口数

（適用除外）

第六十五条の四　振替特別法人出資（法第二百四十七条の二第一項に規定する振替特別法人出資をいう。次条において同じ。）については、日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第六条第二項及び第八条第一項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）第二条第二項、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第三条第二項、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第三条第二項、国立研究開発法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）第三条第二項並びに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第四条第二項の規定は、適用しない。

（日本銀行法施行令等を適用する場合の読替え）

第六十五条の五　振替特別法人出資についての日本銀行法施行令第二条第二項第二号及び第三号、第六条第一項並びに第八条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第二項第二号		出資の口数及び当該出資に係る出資証券の番号
第二条第二項第三号		出資証券
第六条第一項		記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した
	日本銀行その他の第三者	日本銀行
第八条第二項	前項の記載をされた質権者	登録特別法人出資質権者（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百四十七条の二の三第一項において読み替えて準用する同法第百三十条第一項第二号に規定する登録特別法人出資質権者をいう。次項において同じ。）
第八条第三項	第一項の記載をされた質権者	登録特別法人出資質権者

2　振替特別法人出資についての国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令第二条第一項並びに第三条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第三条第二項第二号	出資の金額及び出資証券の番号	出資の金額
第三条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

3　振替特別法人出資についての国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

4　振替特別法人出資についての国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

5　振替特別法人出資についての国立研究開発法人理化学研究所法施行令第三条第一項並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	研究所その他の第三者	研究所
第四条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第四条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

6　振替特別法人出資についての国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令第四条第一項並びに第五条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した	記載した
	機構その他の第三者	機構
第五条第二項第二号	出資額及び出資証券の番号	出資額
第五条第二項第三号	出資証券	出資者の持分

附　則

この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十六号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　石破　茂

国土調査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十七号

国土調査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第五項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十一条中「記載して」を「掲載して」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　石破　茂

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十八号

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村及び美郷町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、令和六年台風第十号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十九号

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害	法第三条から第五条まで、第十六条、第十七条及び第二十四条に規定する措置並びに石川県輪島市の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の二第一項第六号及び第十号、第二十九条の四の二第九項、第三十三条第三項、第七十九条の七第二項並びに第百九十四条の七第六項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項及び第二項第十九号、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十七条第六項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九条第一項及び第二百八十六条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百九十七条並びに金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第六条第三項及び第六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第九条）

第二章　経過措置（第十条―第十九条）

附則

第一章　関係政令の整備

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四の二の見出し中「おける」の下に「電子募集業務又は」を加え、「有価証券」を「有価証券等」に改め、同条中「規定する政令」を「規定する有価証券から除くものとして政令」に改め、同条第七号を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第二十九条の二第一項第六号に規定する法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為から除くものとして政令で定めるものは、貸付事業等権利（法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。第十五条の十の二第一項第二号において同じ。）に係る行為以外の行為とする。

第十五条の四の二の次に次の一条を加える。

（貸付事業等権利の範囲）

第十五条の四の三　法第二十九条の二第一項第十号に規定する政令で定める権利は、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が次に掲げるものに該当する権利とする。

一　主として金銭の貸付けを行う事業であるもの

二　主として貸付債権の取得を行う事業であるもの

三　前二号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの

第十五条の七第一項第三号中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改め、同項第五号中「第二十九条の四の三第四項」を「第二十九条の四の三第三項」に改める。

第十五条の十の二第一項中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改め、同項第一号中「第十五条の四の二第四号」を「第十五条の四の二第一項第四号」に改め、同項第二号中「権利並びに」を「権利、」に、「及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利」を「に掲げる権利及び貸付事業等権利」に改め、同条第二項中「第二十九条の四の三第四項」を「第二十九条の四の三第三項」に改める。

第十五条の十の三中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に、「第二十九条の四の三第四項」を「第二十九条の四の三第三項」に改める。

第十五条の二十の次に次の一条を加える。

（法第二十九条の規定が適用されない有価証券等管理業務を行う場合に準ずる場合）

第十五条の二十の二　法第三十三条第三項に規定する政令で定める行為を業として行う場合は、第一条の十二第二号に掲げる行為を業として行う場合とする。

第十五条の二十七中「第三十六条第三項」を「第三十六条第二項」に改める。

第十五条の二十八第一項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第二項中「第三十六条第四項及び第五項」を「第三十六条第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第四項」に改める。

第十七条の十六の表第三十三条の三第一項第七号の項中「第三十三条の三第一項第七号」を「第三十三条の三第一項第八号」に改める。

第十八条の四の十五第五項の表不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者の項中「もの」の下に「及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるもの」を加える。

第十八条の七の二第一項中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

第十八条の十四第一項中「（昭和四十六年法律第九十二号）」を削る。

第三十八条第一項、第八項第一号、第九項第一号、第十項第一号及び第十一項第一号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十三条の十第三項第一号中「及び」の下に「同項に規定する情報の送付並びに」を、「組合利益関係書類の写し」の下に「及び同項に規定する情報」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第百六十四条第八項及び第百六十五条の二第十三項の規定による情報の提供の求めの受理

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　金融商品の販売等（第二条―第十四条）」を「第二章　顧客等に対する誠実義務（第二条・第二条の二）」に、「第三章　金融商品の販売等（第三条―第十四条）」を「第三章　金融商品の販売等（第三条―第十四条）」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に改める。

第一条中「第二条第一項から第五項まで」を「第一条の二第一項から第五項まで」に改める。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章を第四章とする。

第三条を第三条の二とし、第二条を第三条とする。

第六条第一号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第三号中「（昭和五十六年法律第十九号）」を削る。

第十二条第三項第三号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同項第四号中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第五号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同項第六号中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同項第七号中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削り、同項第八号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同項第九号中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同項第十一号中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同項第十二号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同項第十三号中「（平成十六年法律第百五十四号）」を削り、同項第十四号中「（平成十九年法律第七十四号）」を削る。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　顧客等に対する誠実義務

（顧客等の保護を確保することが必要と認められる業務）

第二条　法第二条第一項に規定する同条第二項各号に掲げる業務に付随し、又は関連する業務であって顧客等（同条第一項に規定する顧客等をいう。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める業務（同条第二項各号に掲げる業務を除く。）及びこれらに類する業務であって当該各号に掲げる業務に関連するものとして内閣府令で定めるものとする。

一　法第二条第二項第二号に掲げる業務　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十五条第一項に規定する業務

二　法第二条第二項第三号に掲げる業務　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項の規定により営むことができる業務

三　法第二条第二項第五号に掲げる業務　次のイからチまでに掲げる業務

イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十五号に規定する附帯する事業（同項第二号又は第三号に規定する事業に係るものに限る。）又は同条第六項第十七号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十七号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第三項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同法第八十七条第一項第十八号に規定する附帯する事業（同項第三号又は第四号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第四項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同法第九十三条第一項第十号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第二項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同法第九十七条第一項第十二号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第三項第十四号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ハ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項第四号に規定する附帯する事業若しくは同条第二項第二十五号に規定する附帯する事業（同項第一号から第五号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九条の九第一項第九号に規定する附帯する事業（同項第一号又は第二号に規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第六項第一号に規定する事業のうち同法第九条の八第二項第二十五号に係るもの（同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ニ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項の規定により行うことができる業務又は同法第五十四条第四項の規定により行うことができる業務

ホ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第三項の規定により営むことができる業務

ヘ　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項に規定する付随する業務若しくは同条第二項に規定する付随する業務（同項第一号から第六号までに掲げる業務に係るものに限る。）又は同法第五十八条の二第一項に規定する付随する業務（同項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）

ト　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項の規定により営むことができる業務

チ　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項の規定により営むことができる業務

四　法第二条第二項第六号に掲げる業務　銀行法第五十二条の四十二第一項（農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項、信用金庫法第八十九条第五項、長期信用銀行法第十七条、労働金庫法第九十四条第三項又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する付随する業務

五　法第二条第二項第十号に掲げる業務のうち保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業に係る業務　同法第九十八条第一項の規定により行うことができる業務又は同法第二百七十二条の十一第一項に規定する付随する業務

六　登録金融機関業務（金融商品取引法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいい、法第二条第二項第二号及び第九号に掲げる業務を除く。以下この号及び次条第一号において同じ。）　登録金融機関業務に付随する業務

（法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務等）

第二条の二　法第二条第二項第十九号に規定する政令で定める業務は次の各号に掲げる業務とし、同項第十九号に規定する政令で定める者は、当該各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　登録金融機関業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項に規定する登録を受けて行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二十九条の四の二第九項」を「第二十九条の四の二第八項」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条の三第八項

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の三第一項第五号

三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の二第一項第五号

四　石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）第十六条第二項第二号

五　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第一条の二第三号

六　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第四号

七　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第四条第一項第四号

八　財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）第二条第二項第一号

九　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十三条

十　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第九条第二項

十一　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第十二条第二項

十二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第八条第二項第一号

十三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の表第三十九条の六第一号の項、第三十九条の六号の項及び第三十九条の九第二項の項

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第四条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第三号イ中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第五条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「兼営する金融機関」の下に「特定勧誘業務又は第四号事業を行おうとする金融機関にあっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の登録を受けているものに限る。）」を「信託会社」の下に「特定勧誘業務を行おうとする信託会社にあっては法別表各号の上欄に掲げるその行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けているもの又は届出をしているもの、第四号事業を行おうとする信託会社にあっては金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものに限る。）」を加え、同条第四項中「及び第六号」を「、第七号及び第八号」に改め、「あったとき」の下に「、新たに特定勧誘業務を行うこととしたとき若しくは特定勧誘業務を行わないこととしたとき」を加える。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「の規定において」を「において」に改め、同項の表第三十六条の項を削り、同表第三十七条第一項の項中「募集等業務」を「資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という。）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百九条第一項において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務」と、「、顧客等」とあるのは「、顧客」と読み替えるものとする。

第七十二条第一項中「の規定において」を「において」に改め、「同項において準用する金融商品取引法」の下に「及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を加え、同項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条第一項の項を削り、同表に次のように加える。

第二百九条第一項において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項	次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの	受益証券の募集等の業務	、顧客等	、顧客
		（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）		

第七条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第一項中「の規定において」を「において」に改め、同項の表第三十六条の項を削り、同表第三十七条第一項の項中「募集等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　法第百九十七条において特定設立企画人等について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）の業務」と、「、顧客等」とあるのは「、顧客」と読み替えるものとする。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第八条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十三号中「第六章」を「第七章」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第九条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十二号中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

第二章　経過措置

（改正法附則第六条第三項の規定による新金融商品取引法の規定の読替え）

第十条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第三項の規定により改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）の規定を適用する場合においては、新金融商品取引法第三十七条第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第六条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に定める期間において新金融商品取引業（同条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。第三十七条の三第一項第二号、第五十二条第四項、第五十四条、第五十四条の二第一号及び第三号並びに第五十六条第一項において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新金融商品取引法第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第六条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に定める期間において新金融商品取引業を行うことができる者である旨」と、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第三十条第一項の認可を取り消し、又は」とあるのは「又は」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」と、新金融商品取引法第五十四条中「金融商品取引業等を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き」とあるのは「引き続き」と、「第二十九条又は第三十三条の二の登

録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」と、新金融商品取引法第五十四条の二第一号中「又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じ」と、同条第三号中「、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項又は前条」とあるのは「又は前条」と、「第二十九条又は第三十三条の二の登録を取り消した」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命じた」と、新金融商品取引法第五十六条第一項中「、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは」とあるのは「若しくは」と、「第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた」とする。

（改正法施行日前における金融商品取引業者の登録又は変更登録の申請）

第十一条　新金融商品取引法第二十九条の登録を受けようとする者（新金融商品取引業（改正法附則第六条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新金融商品取引法第二十九条の二の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する行為を業として行っている者（改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（第十六条第一項において「旧金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第八号に規定する行為を業として行っている者を除く。）に限る。）は、改正法施行日前においても、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新金融商品取引業を行うことができる者の特定投資家への告知義務に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第六条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、改正法施行日以後、金融商品取引契約（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。）の申込みを特定投資家（新金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいい、同項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であって、改正法施行日前に、当該特定投資家に対し、改正法施行日以後に当該特定投資家が新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新金融商品取引法第三十四条の規定の例により告知しているときには、当該特定投資家に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

（新金融商品取引業を行うことができる者の外務員の登録に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第六条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合には、同条の登録を受ける前においても、同日までの間、新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請を行うことができる。

２　前項の規定により同項に規定する者が新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合には、当該者が新金融商品取引法第二十九条の登録を受けた日以降当該申請について登録をする旨又は登録をしない旨の通知を受ける日までの間は、当該申請に係る外務員（同項に規定する外務員をいう。以下この項において同じ。）を当該者が新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けた外務員とみなして、新金融商品取引法（これに基づく命令を含む。）の規定（同条第五項及び第六項並びに新金融商品取引法第六十四条の六の規定を除く。）を適用する。

（電子募集業務に関する経過措置）

第十四条　改正法の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について電子募集業務（同号に規定する電子募集業務をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）は、改正法施行日において同号に掲げる事項（電子募集業務に係るものに限る。）について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録の申請について同条第四項の変更登録を受けないでも、引き続き、当該電子募集業務を行うことができる。

２　前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定（電子募集業務に係るものに限る。）は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第十五条　改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について電子募集業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）は、改正法施行日において同号に掲げる事項（電子募集業務に係るものに限る。）について変更があったものとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「二週間」とあるのは、「六月」とする。

２　前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定（電子募集業務に係るものに限る。）は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項（電子募集業務に係るものに限る。）について変更があったものとみなして、それぞれ新金融商品取引法第三十一条第一項又は第三十三条の六第一項の規定を適用する。

（電子募集取扱業務に関する経過措置）

第十六条　改正法の施行の際現に新電子募集取扱業務（新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、旧金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行っている金融商品取引業者は、改正法施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に当該事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間。次項において同じ。）は、当該事項について同条第四項の変更登録を受けないでも、引き続き、当該新電子募集取扱業務を行うことができる。

２　前項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第十七条　改正法の施行の際現に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に規定する有価証券について新電子募集取扱業務を行っている登録金融機関は、改正法施行日において同号に掲げる事項（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）について変更があったものとみなして、新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「二週間」とあるのは、「六月」とする。

２　前項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引法第四十三条の五の規定（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）について新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、適用しない。

（貸付事業等権利に関する経過措置）

第十八条　改正法の施行の際現に貸付事業等権利（新金融商品取引法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。）についての新金融商品取引法第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行っている金融商品取引業者又は登録金融機関は、改正法施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第十号又は第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があったものとみなして、それぞれ新金融商品取引法第三十一条第一項又は第三十三条の六第一項の規定を適用する。

（特定勧誘業務に関する経過措置）

第十九条　改正法の施行の際現に特定勧誘業務（改正法第十三条の規定による改正後の不動産特定共同事業法（以下この項及び次項において「新不動産特定共同事業法」という。）第五条第一項第七号に規定する特定勧誘業務をいう。以下この項において同じ。）を行っている者については、改正法施行日において新たに特定勧誘業務を行うこととしたものとみなして、新不動産特定共同事業法第十条、第四十七条、第五十九条第五項及び第六十七条第四項の規定並びに第五条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第十七条第四項の規定を適用する。

2　前項に規定する者であって改正法附則第六条第一項及び第二項の規定により新金融商品取引業を行うことができるものは、これらの規定に定める期間は、新不動産特定共同事業法別表各号の上欄に掲げるその行う不動産特定共同事業（新不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）の区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者又は届出をしている者とみなして、新不動産特定共同事業法第三十六条、第五十三条、第五十九条第四項及び第六十七条第一項の規定並びに第五条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第十七条第一項の規定を適用する。

附　則

この政令は、改正法施行日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令第十八条の十四第一項の改正規定及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十二号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十七号を削り、第三百八十六号を第三百八十七号とし、第三百八十五号の次に次の一号を加える。

三百八十六　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

第四百六十九号を第四百七十号とし、第四百六十八号を第四百六十九号とし、第四百六十七号を第四百六十八号とし、第四百六十六号の次に次の一号を加える。

四百六十七　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）

本則に次の一号を加える。

四百七十一　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）

附　則

この政令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　本則に一号を加える改正規定　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二　第三百八十七号を削り、第三百八十六号を第三百八十七号とし、第三百八十五号の次に一号を加える改正規定　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日

内閣総理大臣　石破　茂

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項第四号及び第三十一条の六第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七　法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）のうち、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付（以下「児童扶養手当等」という。）の支給を受けていないものであつて、その推定年所得額（この号に掲げる資金の貸付けの申請をした日（以下この号において「申請日」という。）が属する月の前月の所得の額として内閣府令で定めるところにより算定した額に十二を乗じて得た額をいう。第七条第八号ホにおいて同じ。）が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であるものが、申請日から申請日以後一年を経過する日までの期間中の生活を維持するために必要な資金

イ　基準日（申請日の属する月が一月から十月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年の十二月三十一日をいい、申請日の属する月が十一月又は十二月である場合にあつては当該月が属する年の前年の十二月三十一日をいう。以下この号において同じ。）において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族（扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。ロ(1)において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）がなく、かつ、申請日が属する月の前月の末日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持している非扶養親族児童（基準日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童をいう。ロにおいて同じ。）がない場合　二百八万円

ロ　基準日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族がある場合又は申請日が属する月の前月の末日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持している非扶養親族児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）及び当該非扶養親族児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(3)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

第二十八条第一項第一号イ中「（扶養親族のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。ロ(1)において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）」を削り、同号ロ(1)中「（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）」及び「（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「児童扶養手当法施行令」の下に「（昭和三十六年政令第四百五号）」を加える。

第三十一条第七号を次のように改める。

七　法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）のうち、児童扶養手当等の支給を受けていないものであつて、その推定年所得額（この号に掲げる資金の貸付けの申請をした日（以下この号において「申請日」という。）が属する月の前月の所得の額として内閣府令で定めるところにより算定した額に十二を乗じて得た額をいう。第三十一の五第八号ホにおいて同じ。）が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であるものが、申請日から申請日以後一年を経過する日までの期間中の生活を維持するために必要な資金

イ　基準日（申請日の属する月が一月から十月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年の十二月三十一日をいい、申請日の属する月が十一月又は十二月である場合にあつては当該月が属する年の前年の十二月三十一日をいう。以下この号において同じ。）において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族がなく、かつ、申請日が属する月の前月の末日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが生計を維持している非扶養親族児童（基準日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童をいう。ロにおいて同じ。）がない場合　二百八万円

ロ　基準日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族がある場合又は申請日が属する月の前月の末日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが生計を維持している非扶養親族児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該非扶養親族児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(3)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前にこの政令による改正前の第三条第七号及び第三十一条第七号に掲げる資金の貸付けの申請をした者に対するこれらの資金の貸付けについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第八十七号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　公益法人の認定	第一章　公益法人の認定
第一節　公益認定の基準（第一条―第六条）	第一節　公益認定の基準（第一条―第四条）
第二節　公益認定の申請等の手続（第七条―第十三条）	第二節　公益認定の申請等の手続（第五条―第十一条）

第二章　公益法人の事業活動等
第一節　計算
第一款　総則（第十四条）
第二款　中期的収支均衡（第十五条―第二十三条）
第三款　公益目的事業比率（第二十四条―第三十二条）
第四款　使途不特定財産額の保有の制限（第三十三条―第三十七条）
第五款　公益目的事業財産（第三十八条―第四十一条）
第二節　財産目録等（第四十二条―第五十八条）
第三節　合併の届出等の手続（第五十九条―第六十二条）
第三章　報告及び検査（第六十三条・第六十四条）
第四章　公益目的取得財産残額（第六十五条―第七十条）
第五章　公示及び公表（第七十一条・第七十二条）
附則
（法人が事業活動を支配する法人等）
第一条　［略］
２　［略］
３　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。
一　［略］
二　第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
イ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は評議員
［ロ～ホ　略］
（報酬等の支給の基準に定める事項）
第三条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五条第十四号に規定する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。
（法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者）
第四条　法第五条第十五号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者でない者とする。
一　当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員
二　当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者
三　第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人
四　第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人
（法第五条第十六号に掲げる者に準ずる者）
第五条　法第五条第十六号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者でない者とする。
一　当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員
二　当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者
三　第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人
四　第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人

第二章　公益法人の事業活動等
第一節　計算
第一款　総則（第十二条）
第二款　公益目的事業比率（第十三条―第十九条）
第三款　遊休財産額の保有の制限（第二十条―第二十二条）
第四款　公益目的事業財産（第二十三条―第二十六条）
第二節　財産目録等（第二十七条―第四十条）
第三節　合併の届出等の手続（第四十一条―第四十四条）
第三章　報告及び検査（第四十五条・第四十六条）
第四章　公益目的取得財産残額（第四十七条―第五十一条）
第五章　公示及び公表（第五十二条・第五十三条）
附則
（法人が事業活動を支配する法人等）
第一条　［同上］
２　［同上］
３　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。
一　［同上］
二　第一項に規定する当該他の法人又は前項に規定する当該法人が一般財団法人である場合にあっては、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
イ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
［ロ～ホ　同上］
（報酬等の支給の基準に定める事項）
第三条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第六条　法第五条第十八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

［一～六　略］

（公益認定の申請）

第七条　［略］

２　法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第四十九条第一項から第四項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

［二～四　略］

３　［略］

第八条　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　略］

三　公益目的事業の種類又は内容の変更であって、次に掲げるもの

イ　事業の一部の廃止

ロ　事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、公益認定を受けた法第七条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類）の記載事項の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。）を伴わないもの

（変更の認定の申請）

第十条　［略］

［２・３　略］

４　前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一　当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第四十六条第一項第二号から第十一号まで及び第五十七条第一項第二号に掲げる書類

二　前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第四十六条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第十一条・第十二条　［略］

（変更の届出）

第十三条　［略］

２　法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準

三　［略］

３　［略］

第十四条　［略］

（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第四条　法第五条第十五号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

［一～六　同上］

（公益認定の申請）

第五条　［同上］

２　法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第三十一条第一項から第三項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

［二～四　同上］

３　［同上］

第六条　［同上］

（軽微な変更）

第七条　法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　同上］

三　公益目的事業又は収益事業等の内容の変更であって、公益認定を受けた法第七条第一項の申請書（当該事業について変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更の認定のうち最も遅いものに係る次条第一項の申請書）の記載事項の変更を伴わないもの

（変更の認定の申請）

第八条　［同上］

［２・３　同上］

４　前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一　当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第二十八条第一項第二号並びに第三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる書類

二　前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第二十八条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第九条・第十条　［同上］

（変更の届出）

第十一条　［同上］

２　法第十三条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準

三　［同上］

３　［同上］

第十二条　［同上］

第二款　中期的収支均衡

（中期的収支均衡）

第十五条　法第十四条に規定する内閣府令で定める期間（以下「中期均衡期間」という。）は五年間とし、同条の規定により、公益法人が公益目的事業を行うに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡（以下「中期的収支均衡」という。）については、この款に定めるところによる。

（年度剰余額等の算定）

第十六条　公益法人は、毎事業年度の終了後、次項の規定により当該終了した事業年度（以下この款において「当該事業年度」という。）に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2　当該事業年度に生じた年度剰余額は、第一号に掲げる額（以下この項において「収入額」という。）が第二号に掲げる額（以下この項において「費用額」という。）以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該事業年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。

一　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ　当該事業年度の公益充実資金（第二十三条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産（以下この条、次条、第十九条、第二十三条及び第三十条において「公益目的保有財産」という。）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）

ハ　収益事業等を行う公益法人にあっては、当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）

ロ　当該事業年度の公益充実資金の積立額

3　当該事業年度において年度剰余額が生じた場合、当該事業年度に係る暫定残存剰余額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　過年度残存剰余額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存剰余額をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　当該年度剰余額

［款を加える。］

二　過年度残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度に限るものとし、第十九条第一項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度を除く。）に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剰余額以上の場合　零

三　前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合　当該年度剰余額から当該合計額を控除した額

４　当該事業年度において年度欠損額が生じた場合、当該事業年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　当該年度欠損額

二　過年度残存剰余額の合計額が当該年度欠損額以上の場合　零

三　前号に掲げる場合のほか、過年度残存剰余額の合計額が零を超える場合　当該年度欠損額から当該合計額を控除した額

（残存剰余額の解消）

第十七条　公益法人は、当該事業年度に係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるものがある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる。

一　公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良　当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部

二　公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあって、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額）を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済　その返済に充てた額

三　前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項　その事項に要した額

（残存剰余額等の算定）

第十八条　当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定（第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

２　当該事業年度に係る残存剰余額は、当該事業年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

３　当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該事業年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存欠損額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

（特例算定方法）

第十九条　収益事業等を行う公益法人は、第二号に掲げる額（以下この条において「特例費用額」という。）が第一号に掲げる額（以下この条において「特例収入額」という。）を超えるときは、第十六条第一項の規定により算定すべき額に代えて、次項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定することができる。

一　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常収益（一般純資産に係るものに限る。）の額

ロ　当該事業年度の公益充実資金の取崩額

ハ　当該事業年度において公益目的保有財産を処分することにより得た額

ニ　当該事業年度に収益事業等から生じた収益（収益事業等における収益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額）に百分の五十を乗じて得た額

二　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額を除く。）

ロ　当該事業年度の公益充実資金の積立額（その額が当該事業年度の末日における公益充実活動等（第二十三条第一項第一号に規定する公益充実活動等をいう。以下この条において同じ。）ごとに⑴に掲げる額から⑵に掲げる額を控除した額を当該事業年度開始の日から当該公益充実活動等の実施時期の開始の日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該開始の日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該実施時期の開始の日までの期間の月数）を乗じて得た額の合計額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える場合には、その超える部分を控除した額）

⑴　当該事業年度の末日における当該公益充実活動等の所要額（第二十三条第一項第二号ロに規定する公益充実活動等ごとの所要額をいう。以下この条において同じ。）

⑵　当該事業年度の前事業年度の末日における公益充実資金の額を当該末日における積立限度額（第二十三条第一項第二号ロに規定する積立限度額をいう。）で除して得た額に当該末日における当該公益充実活動等の所要額を乗じた額（当該事業年度から公益充実資金の目的とされた公益充実活動等にあっては、零）

ハ　当該事業年度における公益目的保有財産の取得価額又は改良に要した額

ニ　過年度特例残存欠損額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のうちこの項の規定により特例残存欠損額を算定した事業年度に限る。）に係る特例残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額

2　公益法人の当該事業年度に係る特例残存欠損額は、第三号に掲げる額から第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）とする。

一　特例収入額

二　当該事業年度に収益事業等から生じた収益から公益目的事業に繰り入れた額（特例費用額が特例収入額を上回る部分の額を上限とする。）から前項第一号ニの額を控除した額

三　特例費用額

（特例算定における当該事業年度前の残存剰余額の解消等）

第二十条　前条第二項の規定により当該事業年度に係る特例残存欠損額を算定した場合には、当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額については、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第二号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「それぞれこれらの号」と、同条第三号中「前各号」とあるのは「前号」と読み替えるものとする。

２　当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る特例残存欠損額は、過年度特例残存欠損額（過年度特例残存欠損額の合計額が当該事業年度に係る特例暫定欠損額を超える場合には、その超える部分の額を過年度特例残存欠損額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度特例残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

（中期的収支均衡の判定）

第二十一条　第十八条第一項又は第二項の規定により算定した公益法人の各事業年度に係る残存剰余額のうち、当該各事業年度の末日から中期均衡期間が経過した事業年度に係るものが零を超えないときは、当該公益法人における中期的収支均衡が図られているものとする。

（合併に係る措置）

第二十二条　公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度又は法第二十五条第三項に基づき公益法人の地位を承継する同条第一項に規定する新設法人のその成立の日の属する事業年度においては、当該他の公益法人又は当該新設法人が地位を承継する公益法人の過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額を、過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額にそれぞれ加算する。

（公益充実資金）

第二十三条　公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十四条に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。

二　公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。

イ　当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

ロ　当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠

ハ　当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

ニ　当該事業年度の末日における公益充実資金の額

ホ　前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

三　公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

四　当該事業年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。

五　財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。

２　公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

一　当該資金の目的の支出がなされた場合　当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

二　正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合　その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

３　前項第二号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

第三款　公益目的事業比率

第二十四条～第二十九条　［略］

（公益充実資金に係る調整）

第三十条　各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の活動の実施に限る。）の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。

２　当該事業年度の公益充実資金の取崩額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取り崩した額を除く。）を当該事業年度の公益実施費用額から控除する。

（特定費用準備資金）

第三十一条　公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

［一・二　略］

２　［略］

３　第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

［一～四　略］

五　第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

［4～6　略］

第三十二条　［略］

第四款　使途不特定財産額の保有の制限

（公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

第三十三条　法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

（使途不特定財産額の保有の上限額）

第三十四条　法第十六条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下「基準額」という。）は、当該事業年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各事業年度のうちその期間が一年でない事業年度については、当該控除して得た額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号まで

第二款　公益目的事業比率

第十三条～第十七条　［同上］

［条を加える。］

（特定費用準備資金）

第十八条　公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

［一・二　同上］

２　［同上］

３　第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

［一～四　同上］

五　第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

［4～6　同上］

第十九条　［同上］

第三款　遊休財産額の保有の制限

（公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

第二十条　法第十六条第一項の公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第十八条第一項の規定により公益実施費用額に算入した額とする。

（遊休財産額の保有の上限額）

第二十一条　法第十六条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

に掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

一　損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額

二　前号の額のほか、第二十六条第二項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額

三　第三十条第一項の規定により公益実施費用額に算入することとなった額

四　第二十五条の規定により、公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五　第一号の額のうち、第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額

六　第三十条第二項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額

2　前項ただし書の規定の適用を受ける公益法人は、当該事業年度終了後に作成する第四十六条第一項第六号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。

3　第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（公益目的事業継続予備財産の要件）

第三十五条　法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該公益法人の事業内容、資産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。

二　前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。

三　その合計額が、前号に規定する限度額又は当該事業年度の公益目的事業に係る経理における資産の額から当該経理に係る次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（当該公益法人が法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるときは、当該事業年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額）のいずれか小さい方の額を超えないものであること。

（使途不特定財産額）

第三十六条　［略］

2　公益法人の各事業年度の使途不特定財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一　負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二　［略］

三　公益目的事業継続予備財産の額

3　前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一　継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産（法第十八条に規定する公益目的事業財産をいう。以下同じ。）

一　当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額

二　前号の額のほか、第十五条第二項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額

三　第十八条第一項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額

四　第十四条の規定により、当該事業年度の公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩額

五　第一号の額のうち、第十五条第一項、第三項又は第四項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額

六　第十八条第二項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額

2　事業年度が一年でない場合における前項の規定の適用については、同項中「控除して得た額」とあるのは、「控除して得た額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額」とする。

3　前項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

［条を加える。］

（遊休財産額）

第二十二条　［同上］

2　公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一　負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二　［同上］

［号を加える。］

3　前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一　第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産

二　公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に継続して使用する財産（以下「法人活動保有財産」という。）

三　公益充実資金

四　法人活動保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該法人活動保有財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。以下「資産取得資金」という。）

五　［略］

［号を削る。］

六　寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

4　資産取得資金については、第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「資産取得資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

5　指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。

［一・二　略］

6　指定寄附資金については、第三十一条第三項（第四号及び第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあるのは、「指定寄附資金」と読み替えるものとする。

7　第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一　［略］

二　控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ　［略］

ロ　総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

8　前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一　［略］

二　総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

二　公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）

［号を加える。］

三　前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）

四　［同上］

五　寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの

六　寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）

4　前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「第二十二条第三項第三号の資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。

5　第三項第五号の財産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。同項第六号の財産についても、同様とする。

［一・二　同上］

6　第三項第六号の財産については、第十八条第三項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあるのは、「第二十二条第三項第六号の資金」と読み替えるものとする。

7　第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

一　［同上］

二　控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定正味財産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額

イ　［同上］

ロ　総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

8　前項の規定にかかわらず、公益法人は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定正味財産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

一　［同上］

二　総資産の額から負債の額及び指定正味財産の額の合計額を控除して得た額

（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）

第三十七条　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2　法第十六条第三項の規定により公表する公益目的事業継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3　法第十六条第三項に規定する公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第五款　公益目的事業財産

（正当な理由がある場合）

第三十八条　法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一　収益事業等を行わない公益法人が、その管理費（法人の適正な運営を確保するための適正な費用に限る。）に係る財源の不足を補うために必要な限度において、財産の一部を当該管理費に充てる場合

二　公益目的事業財産に係る債務（当該公益法人の公益目的事業に係る経理以外の経理に対する債務にあっては、次に掲げる場合に生じた債務（ロに掲げる場合にあっては、当該資金不足に対応するため第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡し、その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）に限る。）の返済に財産の一部を充てる場合

イ　公益目的事業の一時的な資金不足の場合

ロ　資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

三　前号イ及びロに掲げる場合において、法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が費消し、又は譲渡した第四十四条に規定する財産の額（その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）を限度として、同条に規定する財産を取得する場合

四・五　［略］

六　法第五条第二十号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

第三十九条　［略］

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第四十条　［略］

［項を削る。］

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第四十一条　法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一　公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

［条を加える。］

第四款　公益目的事業財産

（正当な理由がある場合）

第二十三条　法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一・二　［同上］

三　法第五条第十七号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

第二十四条　［同上］

（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）

第二十五条　［同上］

2　継続して公益目的事業の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。

（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第二十六条　法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一　公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第四十八条第三項第一号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

二　公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の公益目的事業財産であった財産

三　法第二十五条第一項に規定する新設法人にあっては、同条第五項の規定により読み替えて適用する法第十八条第一号から第七号までに掲げるもののほか、当該新設法人が保有する財産であってその成立の日以後に前条で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産

四　公益認定を受けた日以後に前各号並びに法第十八条第六号及び第七号に掲げる財産を運用し、支出し又は処分することにより取得した財産

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（区分経理の方法）

第四十二条　公益法人（法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）は、貸借対照表及び損益計算書について、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）の各経理単位の内訳を表示しなければならない。

2　公益法人が、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合は、前項に規定する損益計算書の各経理単位の内訳について、公益目的事業に係る経理については各公益目的事業ごとの、収益事業等に係る経理については各収益事業等ごとの内訳を表示しなければならない。ただし、各事業ごとに配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを公益目的事業に係る経理又は収益事業等に係る経理における共通収益及び費用として表示することができる。

3　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行の日から起算して三年を経過する日前に開始する事業年度における公益法人の経理については、前二項の規定にかかわらず、貸借対照表（第十九条第一項の規定の適用を受ける公益法人が作成する貸借対照表に限る。）について公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理の各経理単位の内訳を表示し、損益計算書について各事業ごとに区分した経理の内訳を表示する方法とすることができる。

（区分経理を行わない公益法人の要件）

第四十三条　法第十九条第一項ただし書の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　貸借対照表について、前条第一項に規定にする各経理単位の内訳を表示していないこと。

二　各公益目的事業ごとに区分した経理の内訳を損益計算書に表示していること。

（公益法人の運営を行うため必要な財産）

第四十四条　法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。

二　公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額（同日において当該他の公益法人の公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。第四十八条において同じ。）に相当する財産

［号を加える。］

三　公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産

四　公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

五　公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産

六　前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

七　公益認定を受けた日以後に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に前条の規定により表示したもの

八　法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第四十五条　法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類

（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）

第四十六条　法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十三号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二　次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類

イ　社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況

ロ　評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況

ハ　理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由

ニ　会計監査人の有無及び設置している場合にあってはその氏名又は名称

ホ　職員の数その他の状況

ヘ　社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等

ト　情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況

チ　事業・組織の体系（複数の事業又は組織がある場合に限る。）

三　次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類

イ　寄附を受けた財産の額

ロ　金融資産の運用収入の額

ハ　資産、負債及び期末純資産の額

ニ　他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第六条で定める財産についての保有の有無

ホ　関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ヘ　海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

四　中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五　公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六　使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

七　公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類

八　公益目的事業継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

九　特定費用準備資金について第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類

十　資産取得資金について第三十六条第四項において読み替えて準用する第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

十一　指定寄附資金について第三十六条第五項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第二十七条　法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

（事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類）

第二十八条　法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十二号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

２　［略］

３　第一項第三号ホに掲げる事項及び第四号から第十一号までに掲げる書類については、一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。

（収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第四十七条　法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第五十一条までに定めるところによる。

（収支予算書の区分）

第四十八条　第四十五条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

［一～五　略］

［２～５　略］

６　公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。ただし、法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人が作成する収支予算書及び当該損益計算書については、第一項、第四項及び第五項の規定の例による。この場合において、第一項中「各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、」とあるのは、「各区分は、」とする。

（財産目録の区分）

第四十九条　［略］

２　資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

［号を削る。］

［号を削る。］

３　財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については第四十条の方法により表示しなければならない。

４　資産の部の各項目は、第四十二条第一項に規定する各経理単位の内訳を表示しなければならない。

５　公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、第一項から第三項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一　［略］

二　指定純資産

三　一般純資産

６　貸借対照表において、第一項から第四項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

２　［同上］

［項を加える。］

（収支予算書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第二十九条　法第二十一条第一項の規定により作成すべき収支予算書並びに同条第二項の規定により作成すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書については、次条から第三十三条までに定めるところによる。

（収支予算書の区分）

第三十条　第二十七条第二号の収支予算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分（第二号に掲げる区分を除く。）は、適当な項目に細分することができる。

［一～五　同上］

［２～５　同上］

６　公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する損益計算書については、前各項の規定の例による。

（財産目録の区分）

第三十一条　［同上］

２　資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

一　流動資産

二　固定資産

３　財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、公益目的保有財産については第二十五条第一項の方法により表示しなければならない。

［項を加える。］

４　公益法人が一般社団・財団法人法第百二十三条（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、前三項の規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一　［同上］

二　指定正味財産

三　一般正味財産

［項を加える。］

（キャッシュ・フロー計算書の区分）

第五十条　第四十六条第一項第一号のキャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

［一～六　略］

［２～４　略］

（備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第五十一条　法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第四十六条第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第百二十七条の規定（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

２　［略］

第五十二条　［略］

（事業報告への記載事項）

第五十三条　法第二十一条第四項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　各事業年度における公益目的事業の実施状況

二　当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組（一般社団・財団法人法施行規則第三十四条第二項第二号に掲げるものを含む。）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十四条　法第二十一条第五項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（従たる事務所において電磁的記録により財産目録等を閲覧に供するための措置）

第五十五条　法第二十一条第七項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公益法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第五十六条　［略］

（事業報告等の提出）

第五十七条　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一　［略］

［号を削る。］

二　前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

２　［略］

（キャッシュ・フロー計算書の区分）

第三十二条　第二十八条第一項第一号のキャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

［一～六　同上］

［２～４　同上］

（備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書）

第三十三条　法第二十一条第二項第一号に掲げる財産目録及び第二十八条第一項第一号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第百二十七条の規定（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

２　［同上］

第三十四条　［同上］

［条を加える。］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十五条　法第二十一条第四項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（従たる事務所において電磁的記録により財産目録等を閲覧に供するための措置）

第三十六条　法第二十一条第六項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公益法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第三十七条　［同上］

（事業報告等の提出）

第三十八条　法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。

一　［同上］

二　次に掲げる事項を記載した書類

イ　第二十八条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細

ロ　その他参考となるべき事項

三　前二号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

２　［同上］

［条を削る。］

第五十八条　［略］

（合併等の届出）

第五十九条　［略］

［２・３　略］

４　前項の公益法人は、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

（合併による地位の承継の認可）

第六十条　［略］

２　前項の申請書には、法第二十五条第四項において準用する法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　新設合併により消滅する公益法人に係る第七条第三項第六号に掲げる書類

三　新設法人に係る第七条第三項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書類

３　［略］

４　前項の公益法人は、その成立の日から起算して三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第十条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

第六十一条　［略］

（解散の届出等）

第六十二条　［略］

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　法第二十六条第二項の届出　当該残余財産の引渡しを受ける法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

三　［略］

第六十三条・第六十四条　［略］

（法第三十条第二項第三号の内閣府令で定める方法）

第六十五条　法第三十条第二項第三号の内閣府令で定める方法は、公益法人（法第十九条ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）が第三十八条第二号ロに掲げる場合において、第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

（公益目的取得財産残額から控除するもの）

第六十六条　法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該公益法人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であって、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したもの

二　第三十八条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる場合に使用し、又は処分した公益目的事業財産（当該公益法人が法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものである場合にあっては、同条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条に規定する公益目的事業財産等。次条及び第六十八条において同じ。）

（閲覧の方法）

第三十九条　法第二十二条第二項の規定による閲覧又は謄写は、行政庁が定める場所において行うものとする。

２　行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第四十条　［同上］

（合併等の届出）

第四十一条　［同上］

［２・３　同上］

４　前項の公益法人は、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第八条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

（合併による地位の承継の認可）

第四十二条　［同上］

２　前項の申請書には、法第二十五条第四項において準用する法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　新設合併により消滅する公益法人に係る第五条第三項第六号に掲げる書類

三　新設法人に係る第五条第三項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書類

３　［同上］

４　前項の公益法人は、その成立の日から起算して三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る第八条第四項各号に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

第四十三条　［同上］

（解散の届出等）

第四十四条　［同上］

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　法第二十六条第二項の届出　当該残余財産の引渡しを受ける法人が法第五条第十七号イからトまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

三　［同上］

第四十五条・第四十六条　［同上］

［条を加える。］

（認定取消し等の後に確定した公租公課）

第四十七条　法第三十条第二項第三号で規定する内閣府令で定めるものは、当該公益法人が公益認定を受けた日以後の公益目的事業の実施に伴い負担すべき公租公課であって、同条第一項の公益認定の取消しの日又は合併の日以後に確定したものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

三　取消し等の日（当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日をいう。以下同じ。）における第三十八条第二号に規定する債務

四　取消し等の日における公益目的事業に係る経理の基金

［条を削る。］

［号を加える。］

（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

第四十八条　公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2　前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零）

二　当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3　前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度（認定等事業年度にあっては、公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）から事業年度の末日までの期間。以下この項において同じ。）中に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあっては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）

ロ　当該事業年度中に交付を受けることとなった補助金その他の財産（財産を交付する者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）の額

ハ　当該事業年度中に行った公益目的事業に係る活動の対価の額

ニ　当該事業年度の各収益事業等から生じた収益の額に百分の五十を乗じて得た額

ホ　公益社団法人にあっては、当該事業年度中に社員が支払った経費のうち、その徴収に当たり使用すべき旨の定めがないものの額に百分の五十を乗じて得た額及びその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められたものの額

ヘ　当該事業年度において、合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額

ト　当該事業年度中に公益目的保有財産から生じた収益の額

チ　当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（認定等事業年度にあっては、認定等の日における法第十八条第六号に掲げる財産（公益認定を受けた日前に取得したもの（当該財産が合併により消滅した公益法人から承継したものである場合にあっては、当該消滅した公益法人が公益認定を受けた日前に取得した財産であって、当該消滅した公益法人において法第十八条第六号に掲げる財産であったもの）と認められるものに限る。以下同じ。）の帳簿価額の合計額。次号ニにおいて同じ。）から当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

（公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額の報告）

第六十七条　公益法人は、法第二十四条第一項第一号に掲げる届出（公益法人が合併により消滅し、その権利義務を承継する法人が公益法人である合併に係るものを除く。）又は法第二十九条第一項第四号に掲げる申請をするときは、公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類を添付しなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

2　前項に規定する公益目的取得財産残額の見込額は、第一号及び第二号の額の合計額から第三号から第六号までの額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一　法第二十二条第一項の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（本条及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的事業に係る経理の資産の額から前条第三号に掲げる債務の額を控除した額（法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人にあっては、当該公益法人の純資産の額から第四十四条に規定する財産に対応する純資産の額を除いた額。次条において同じ。）

リ　当該事業年度において、法第十八条第六号に掲げる財産の改良に要した額

ヌ　当該事業年度の引当金の取崩額

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二　次に掲げる額の合計額

イ　当該事業年度の第二十一条第一項第一号の額に同項第二号の額を加算し、同項第五号の額を減算して得た額

ロ　イに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的保有財産について生じた費用及び損失（法第十八条ただし書の正当な理由がある場合に生じたものに限る。ハにおいて同じ。）の額

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該事業年度において公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額

ニ　当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額から当該事業年度の開始の日の前日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額を控除して得た額

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、当該事業年度において他の公益法人に対し、当該他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額

4　前項第一号ヘに規定する合併により消滅する公益法人の当該合併の日の前日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合においては、当該合併の日の前日を当該事業年度の末日とみなして算定し、財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書によるものについては、第八条第四項第二号に掲げる書類によるものとする。第五十条第三項においても、同様とする。

一　当該合併の日の前日における公益目的増減差額

二　当該合併の日の前日における公益目的保有財産の価額の合計額

（公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額）

第四十九条　行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一　法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額

二　最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

［項を加える。］

二　公益目的事業財産のうち次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の取消し等の日における時価が最終提出事業年度の末日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
イ　土地又は土地の上に存する権利
ロ　有価証券
ハ　書画、骨とう、生物その他の資産のうち最終提出事業年度の末日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
三　公益認定を受けた日以後に第六十五条に規定する方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した第四十四条に規定する財産額から第三十八条第三号に掲げる場合に費消し、又は譲渡した公益目的事業財産の額を控除した額
四　最終提出事業年度の末日における公益認定を受けた日前に取得した法第十八条第六号に掲げる財産に対応する純資産の額
五　最終提出事業年度の末日における前条第四号に掲げる基金の額
六　公益目的事業財産のうち時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の最終提出事業年度の末日における帳簿価額が取消し等の日における時価を超える場合のその超える部分の額

３　行政庁は、第一項に規定する書類に記載された額が前項の額と異なると認めるときは、第一項に規定する書類に記載された額を増額し、又は減額する。

４　行政庁が法第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定の取消しをしたときは、第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額を算定し、公益認定の取消しを受ける公益法人に当該見込額を通知するものとする。

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第六十八条　認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第七十条において同じ。）から三月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの前条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる額の変動の明細を明らかにした書類
二　取消し等の日における公益目的事業財産のうち時価評価資産の価額の根拠を記載した書類
三　［略］

３　第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
一　取消し等の日における前条第二項第一号に掲げる額
二　取消し等の日における時価評価資産の時価が同日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
三　取消し等の日における前条第二項第三号から第五号までに掲げる額の合計額
四　取消し等の日における時価評価資産の帳簿価額が同日における時価を超える場合のその超える部分の額

４　行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なると認めるときは、前条第二項の額を増額し、又は減額する。

第六十九条　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第五十条　認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
二　取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
三　［同上］

３　第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
一　取消し等の日における公益目的増減差額
二　取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

［号を加える。］

［号を加える。］

４　行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

第五十条の二　［同上］

（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）

第七十条　認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2　前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類

3　取消し等の日から三月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。

第七十一条　［略］

（公表の方法）

第七十二条　法第二十二条第二項、第二十八条第二項、第四十四条第一項（法第五十二条並びに整備法第百三十四条及び第百三十九条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第二項（法第五十四条において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　［略］

（移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例）

2　整備法第百六条第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第四十一条各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四条の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第四十一条の規定による財産とする。

［一～三　略］

3　前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第四十一条第四号の規定の適用については、同号中「前各号」とあるのは、「前各号及び附則第二項各号」とする。

［項を削る。］

（公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告）

第五十一条　認定取消法人等は、取消し等の日から一箇月以内に法第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三箇月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2　前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第十七号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類

3　取消し等の日から三箇月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。

第五十二条　［同上］

（公表の方法）

第五十三条　法第二十八条第二項、第四十四条第一項（法第五十二条並びに整備法第百三十四条及び第百三十九条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第二項（法第五十四条において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　［同上］

（移行公益法人の公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産の特例）

2　整備法第百六条第一項の登記（以下「移行登記」という。）をした公益法人（以下「移行公益法人」という。）については、第二十六条各号に掲げる財産のほか、整備法第四十四条の認定の申請に添付された貸借対照表に係る貸借対照表日において当該移行公益法人が有していた財産のうち、次に掲げる財産を第二十六条の規定による財産とする。

［一～三　同上］

3　前項第一号の規定による財産を有していた移行公益法人に対する第二十六条第三号の規定の適用については、同号中「第六号及び第七号」とあるのは、「第六号、第七号及び附則第二項第一号」とする。

4　移行公益法人は、移行登記をした日の属する事業年度経過後三箇月以内に、次に掲げる事項を記載した書類及び整備法第百十三条の規定により読み替えて適用する法第二十一条第二項の規定により作成した財産目録を行政庁に提出しなければならない。

一　移行登記をした日において有する財産のうち、附則第二項第一号の規定による財産（移行登記をした日までに附則第二項第二号の規定による資金により取得し、かつ、当該資金の目的の用に供する財産を含む。）の帳簿価額の合計額

二　移行登記をした日において有する資金のうち、附則第二項第二号及び第三号の規定による資金の額の合計額

三　移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産を譲渡した場合にあっては、当該譲渡により得た額

四　移行登記をした日までに附則第二項第一号の規定による財産が滅失し、又はき損した場合に生じた当該財産に係る損害をてん補するために交付された財産があるときにあっては、当該交付された財産の額

五　移行登記をした日までに附則第二項第二号又は第三号の規定による資金を当該資金の目的以外の目的のために取り崩した場合にあっては、当該取り崩した額

［項を削る。］

［項を削る。］

（共用財産）

４　附則第二項第一号の規定による財産で公益目的事業以外の用にも供するもの（以下「共用財産」という。）については、当該共用財産の公益目的事業の用に供する割合に応じて、附則第二項及び第三項の規定を適用する。

５　［略］

６　附則第四項に規定する割合は、整備法第四十四条の認定の申請において配賦された公益実施費用額の当該共用財産に係る費用額に対する割合（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。

７　附則第五項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは「附則第二項第二号の規定による資金により、当該資金の目的の用に供する財産を取得したとするならば、第三十二条の規定により配賦することとなる」と、「公益実施費用額」とあるのは「公益実施費用額の見込額」と、「当該共用財産に係る費用額」とあるのは「当該財産に係る費用額の見込額」と、「（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。」とあるのは「とする。ただし、当該配賦が困難な場合については、第三十二条の規定にかかわらず、当該財産の割合は、百分の百とする。」とする。

［項を削る。］

（移行登記をした日の属する事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

５　移行登記をした日の属する事業年度における移行公益法人に対する第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号イ及びチ中「認定等事業年度」とあるのは「整備法第百六条第一項の登記をした日の属する事業年度」と、同号イ中「公益認定を受けた日又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日（チにおいて「認定等の日」という。）」とあり、及び同号チ中「認定等の日」とあるのは「当該登記をした日」と、同項各号列記以外の部分中「公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定事業年度」という。）にあっては、零」とあるのは「整備法第百六条第一項の登記をした日の属する事業年度にあっては、附則第四項各号に掲げる額の合計額」と、同項第一号チ中「（公益認定を受けた」とあるのは「（当該登記をした」と、「が公益認定を受けた日」とあるのは「が公益認定を受けた日又は当該登記をした日」とする。

（公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額の特例）

６　移行登記をした日から附則第四項に規定する書類の提出があるまでの間における移行公益法人に対する第四十九条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第一号の額を附則第二項第二号及び第三号の規定による資金の額の合計額とし、同条第二号の額を附則第二項第一号の規定による財産の同条第二号に規定する取消し等の日における価額の合計額とする。

（共用財産）

７　附則第二項第一号の規定による財産で公益目的事業以外の用にも供するもの（以下「共用財産」という。）については、当該共用財産の公益目的事業の用に供する割合に応じて、附則第二項から前項までの規定を適用する。

８　［同上］

９　附則第七項に規定する割合は、整備法第四十四条の認定の申請において配賦された公益実施費用額の当該共用財産に係る費用額に対する割合（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。

10　附則第八項に規定する資金に対する前項の規定の適用については、同項中「配賦された」とあるのは「附則第二項第二号の規定による資金により、当該資金の目的の用に供する財産を取得したとするならば、第十九条の規定により配賦することとなる」と、「公益実施費用額」とあるのは「公益実施費用額の見込額」と、「当該共用財産に係る費用額」とあるのは「当該財産に係る費用額の見込額」と、「（同条の認定において当該割合と異なる割合とされた場合にあっては、当該異なる割合）とする。」とあるのは「とする。ただし、当該配賦が困難な場合については、第十九条の規定にかかわらず、当該財産の割合は、百分の百とする。」とする。

（共用財産に係る財産目録の表示の特例）

11　共用財産を有する移行公益法人に対する第三十一条第三項の規定の適用については、同項中「方法」とあるのは、「方法（附則第七項に規定する共用財産にあっては、財産目録において当該共用財産である旨及び当該共用財産に係る同項に規定する割合を明らかにする方法）」とする。

様式第一号（第七条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　主たる事務所の所在場所
2　従たる事務所の所在場所
3　公益目的事業を行う都道府県の区域
4　公益目的事業の種類及び内容
5　収益事業等の内容
（備考）
　1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
　2　3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第一号（第五条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　主たる事務所の所在場所
2　従たる事務所の所在場所
3　公益目的事業を行う都道府県の区域
4　公益目的事業の種類及び内容
5　収益事業等の内容
（備考）
　1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
　2　3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第二号(第十条第一項関係)

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	区　分	変　更　後	変　更　前
変更の理由			
変更予定年月日	年　月　日		

(備考)

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。

3　「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

ア　公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更

イ　公益目的事業の種類又は内容の変更

［削る。］

様式第二号(第八条第一項関係)

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	区　分	変　更　後	変　更　前
変更の理由			
変更予定年月日	年　月　日		

(備考)

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。

3　「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

ア　公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更

イ　公益目的事業の種類又は内容の変更

ウ　収益事業等の内容の変更

様式第三号（第十三条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	区　分	変　更　後	変　更　前
変更の理由			
変更年月日	年　月　日		

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。

3　「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

ア　名称又は代表者の氏名の変更

イ　収益事業等の内容の変更

ウ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第9条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更

エ　規則第9条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更

オ　規則第9条第3号に掲げる公益目的事業の種類又は内容の変更

カ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第4号に掲げる定款の変更

キ　理事（代表者を除く。）、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更

ク　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更

ケ　事業に必要な許認可等の変更

様式第三号（第十一条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	区　分	変　更　後	変　更　前
変更の理由			
変更年月日	年　月　日		

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。

3　「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

ア　名称又は代表者の氏名の変更
［加える。］

イ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更

ウ　規則第7条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更

エ　規則第7条第3号に掲げる公益目的事業又は収益事業等の内容の変更

オ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第3号に掲げる定款の変更

カ　理事（代表者を除く。）、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更

キ　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更

ク　事業に必要な許認可等の変更

様式第四号(第五十六条関係)

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1　事業計画書
2　収支予算書
3　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
4　当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について記載した書類
5　1から4までに掲げる書類について理事会(社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会)の承認を受けたことを証する書類

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第四号(第三十七条関係)

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1　事業計画書
2　収支予算書
3　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
［項を加える。］

4　1から3までに掲げる書類について理事会(社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会)の承認を受けたことを証する書類

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第五号（第五十七条関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1　財産目録
2　役員等名簿
3　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4　社員名簿
5　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
6　キャッシュ・フロー計算書
7　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第46条第1項第2号に掲げる書類
8　規則第46条第1項第3号に掲げる書類
9　規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
10　規則第57条第1項第2号に掲げる書類

11　滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書（財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

様式第五号（第三十八条関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

1　財産目録
2　役員等名簿
3　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4　社員名簿
5　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
6　キャッシュ・フロー計算書
7　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
［項を加える。］
［項を加える。］
8　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2号及び第3号に掲げる書類
9　滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

様式第六号（第五十九条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

合併等届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項に掲げる行為を行いたいので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　行為を行う日
2　行為の種類
3　行為の内容
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　2には、行為の種類を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
ア　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第1号に掲げる合併
イ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第2号に掲げる事業の譲渡
ウ　公益目的事業の全部の廃止

様式第六号（第四十一条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

合併等届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項に掲げる行為を行いたいので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　行為を行う日
2　行為の種類
3　行為の内容
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　2には、行為の種類を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
ア　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第1号に掲げる合併
イ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第2号に掲げる事業の譲渡
ウ　公益目的事業の全部の廃止

様式第七号（第六十条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

合併による地位の承継の認可申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　新設合併により消滅する公益法人の名称及び代表者の氏名
2　新設法人の名称及び代表者の氏名
3　新設法人の主たる事務所の所在場所
4　新設法人の従たる事務所の所在場所
5　新設法人が公益目的事業を行う都道府県の区域
6　新設法人が行う公益目的事業の種類及び内容
7　新設法人が行う収益事業等の内容

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　1は、当該公益法人が2以上ある場合には、その全てにつき記載すること。
3　5には、新設法人の定款の案に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第七号（第四十二条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

合併による地位の承継の認可申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　新設合併により消滅する公益法人の名称及び代表者の氏名
2　新設法人の名称及び代表者の氏名
3　新設法人の主たる事務所の所在場所
4　新設法人の従たる事務所の所在場所
5　新設法人が公益目的事業を行う都道府県の区域
6　新設法人が行う公益目的事業の種類及び内容
7　新設法人が行う収益事業等の内容

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　1は、当該公益法人が2以上ある場合には、その全てにつき記載すること。
3　5には、新設法人の定款の案に定めがある場合にのみ記載すること。

様式第八号（第六十二条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

解散届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条（第202条）に掲げる事由により公益社団法人（公益財団法人）を解散したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　解散の日
2　解散の事由
3　清算人の連絡先
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　2には、解散の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
（公益社団法人の場合）
ア　定款で定めた存続期間の満了
イ　定款で定めた解散の事由の発生
ウ　社員総会の決議
エ　社員が欠けたこと。
オ　破産手続開始の決定
カ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に掲げる解散を命ずる裁判
（公益財団法人の場合）
キ　定款で定めた存続期間の満了
ク　定款で定めた解散の事由の発生
ケ　基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
コ　破産手続開始の決定
サ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第6号に掲げる解散を命ずる裁判

様式第八号（第四十四条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

解散届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条（第202条）に掲げる事由により公益社団法人（公益財団法人）を解散したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　解散の日
2　解散の事由
3　清算人の連絡先
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　2には、解散の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
（公益社団法人の場合）
ア　定款で定めた存続期間の満了
イ　定款で定めた解散の事由の発生
ウ　社員総会の決議
エ　社員が欠けたこと。
オ　破産手続開始の決定
カ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に掲げる解散を命ずる裁判
（公益財団法人の場合）
キ　定款で定めた存続期間の満了
ク　定款で定めた解散の事由の発生
ケ　基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
コ　破産手続開始の決定
サ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第6号に掲げる解散を命ずる裁判

様式第九号（第六十二条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年　月　日付けで解散した（法人の名称）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

1　資産の状況及び回収の見込み
2　債務の状況（基金の返還に係るものを含む）
3　残余財産の見込み額
4　残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

様式第九号（第四十四条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年　月　日付けで解散した（法人の名称）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

1　資産の状況及び回収の見込み
2　債務の状況（基金の返還に係るものを含む）
3　残余財産の見込み額
4　残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体
（備考）
1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2　残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

様式第十号（第六十二条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

清算結了届出書

年　月　日付けで解散した（法人の名称）の解散に係る清算が結了したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　残余財産の額
2　残余財産の帰属先
（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十号（第四十四条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
清算人の氏名

清算結了届出書

年　月　日付けで解散した（法人の名称）の解散に係る清算が結了したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

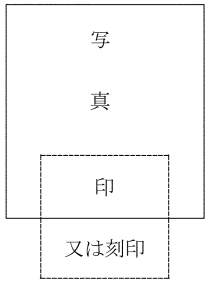
記

1　残余財産の額
2　残余財産の帰属先
（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十一号(第六十四条関係)

表　面

身　分　証　明　書　　第　　号



官職又は職名
氏　　名
生　年　月　日
　上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日
(　　年　　月　　日まで有効)

発行者名　印

裏　面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋

第二十七条　行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条　内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第四十四条第一項の答申又は第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)を委員会に委任する。

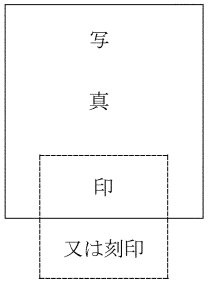
2　行政庁が都道府県知事である場合における第二十七条第一項の規定による権限(第五十二条において準用する第四十四条第一項の答申又は第五十四条において準用する第四十六条第一項の勧告のため必要なものに限り、第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)の行使については、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

(備考)　規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

様式第十一号(第四十六条関係)

表　面

身　分　証　明　書　　第　　号



官職又は職名
氏　　名
生　年　月　日
　上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日
(　　年　　月　　日まで有効)

発行者名　印

裏　面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋

第二十七条　行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条　内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限(第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。)を委員会に委任する。

2　行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

(備考)　規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

様式第十二号（第六十八条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財産残額の変動額報告書

公益目的取得財産残額について、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第68条第1項により、下記のとおり報告します。

記

規則	事業年度末日の額（　年　月　日）	取消し等の日の額（　年　月　日）最終提出	差引変動額
公益目的取得財産残額の見込額 又は 公益目的取得財産残額	円	円	円

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十二号（第五十条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財産残額の変動額報告書

公益目的取得財産残額について、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第50条第1項により、下記のとおり報告します。

記

	取消し等の日の額（　年　月　日）	最終提出事業年度末日の額（　年　月　日）	差引変動額
公益目的増減差額	円	円	円
公益目的保有財産の価額の合計額	円	円	円
公益目的取得財産残額	円	円	円

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十三号（第七十条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第70条第1項により、報告します。

記

1　取消し等の日
2　贈与契約の相手方
　名　称
　代表者
　住　所
　連絡先
3　贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
4　履行方法
5　履行期日
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十三号（第五十一条第一項関係）

年　月　日

殿

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第51条第1項により、報告します。

記

1　取消し等の日
2　贈与契約の相手方
　名　称
　代表者
　住　所
　連絡先
3　贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
4　履行方法
5　履行期日
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（中期的収支均衡に関する経過措置）

2　施行日前に開始した公益法人の事業年度について、改正法による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第十四条の規定に基づき公益法人の収入が費用を上回った部分がある場合は、施行日以後に開始する各事業年度の年度欠損額は、内閣総理大臣が定めるところにより算定するものとする。

3　施行日以後に開始する最初の事業年度においては、過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額は、零とする。

4　施行日以後に開始する最初の事業年度においては、年度剰余額がある場合は、この内閣府令による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十八条第二項の規定によらず年度剰余額から解消額を控除した額を当該事業年度に係る残存剰余額とし、当該事業年度の年度欠損額がある場合は、新規則第十六条第四項の規定によらず当該事業年度の年度欠損額を当該事業年度に係る残存欠損額とする。

5　施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則第十七条の規定を適用する場合にあっては、同条中「係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額（当該事業年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるもの」とあるのは「生じた年度剰余額」と、「暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の」とあるのは「年度剰余額の」とする。

6　施行日以後に開始する最初の事業年度に新規則第十九条の規定を適用する場合にあっては、同条第一項第二号中「次に」とあるのは「次のイからハまでに」とし、同条第二項中「額（以下「特例暫定欠損額」という。）から過年度特例残存欠損額の合計額を控除した額（当該合計額が当該特例暫定欠損額を超える場合には、零）」とあるのは「額」とする。

（使途不特定財産規制に関する経過措置）

7　施行日から起算して五年を経過する日以前に開始する各事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、施行日前に開始した各事業年度の同条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額及び同項第四号から第六号までに掲げる額の合計額は、この府令による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第二十一条により算定した額とする。

8　施行日以後に公益認定を受けた公益法人の最初の事業年度における新規則第三十四条の規定の適用については、同条中「の開始の日前五年以内に開始した各事業年度における」とあるのは、「の」と、「の一事業年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該事業年度又は前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該事業年度又は前事業年度が一年でない場合には、当該額をその事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。」とあるのは「とする。」とする。

（区分経理に関する経過措置）

9　新規則第三十八条、第四十八条及び第四十九条の規定は、公益法人が新規則第四十二条第一項及び第二項又は改正法による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度から適用し、当該事業年度前の事業年度については、なお従前の例による。

10　新規則第六十五条から第六十八条までの規定は、新規則第四十二条第一項及び第二項又は新法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった事業年度に係る財産目録等が新法第二十二条第一項の規定により行政庁に提出された日以後の公益認定の取消し等について適用し、当該事業年度前の事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定及び当該提出された日前の公益認定の取消し等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第八十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移行の認定の申請）	（移行の認定の申請）
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
2　前項の特例民法法人に対する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等	2　前項の特例民法法人に対する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第五条第二項の規定の適用については、同項第一号中「次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この号及び次号において「整備法」という。）第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度（合併をする特例民法法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百六条第一項の登記をする日の属する事業年度以後のものに限る。次号において同じ。）の末日（特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が同日から起算して三月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において同日における財産目録を作成していないときにあっては、同日の属する事業年度の前事業年度の末日。次号において同じ。）」と、同項第二号中「一般社団法人にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の」とあるのは「整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における」とする。

3　整備法第百三条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　公益法人認定法施行規則第七条第三項第一号、第三号及び第六号に規定する書類

［二～八　略］

九　公益法人認定法施行規則附則第四項に規定する共用財産の明細及び当該財産に係る同項に規定する割合の算定の根拠を記載した書類

十　［略］

4　特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が前項第七号に規定する事業年度の前事業年度の末日から起算して三月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の前事業年度」とする。

（申請時の公益目的財産額）

第二十八条　［略］

2　特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が申請直前事業年度の末日から起算して三月以内に整備法第四十五条の認可の申請をする場合において当該申請直前事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成していないときにおける前項、第三十条第一項第二号及び第三十一条第三号の規定の適用については、前項中「いう。）」とあるのは「いう。）の前事業年度」と、第三十条第一項第二号及び第三十一条第三号中「申請直前事業年度」とあるのは「申請直前事業年度の前事業年度」とする。

第三十三条　第二十九条第一号の額が第二十四条に規定する額を超える特例民法法人が移行の登記をしたときは、当該移行の登記をした日から起算して三月以内に、次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2～4　略］

（合併の届出）

第三十八条　整備法第百二十六条第一項の届出をしようとする移行法人は、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三月以内に、様式第八号の届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、同条第一項各号に定める認可行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2～5　略］

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この号及び次号において「整備法」という。）第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度（合併をする特例民法法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百六条第一項の登記をする日の属する事業年度以後のものに限る。次号において同じ。）の末日（特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が同日から起算して三箇月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において同日における財産目録を作成していないときにあっては、同日の属する事業年度の前事業年度の末日。次号において同じ。）」と、同項第二号中「一般社団法人にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の」とあるのは「整備法第四十四条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における」とする。

3　整備法第百三条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　公益法人認定法施行規則第五条第三項第一号、第三号及び第六号に規定する書類

［二～八　同上］

九　公益法人認定法施行規則附則第七項に規定する共用財産の明細及び当該財産に係る同項に規定する割合の算定の根拠を記載した書類

十　［同上］

4　特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が前項第七号に規定する事業年度の前事業年度の末日から起算して三箇月以内に整備法第四十四条の認定の申請をする場合において当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「限る。）」とあるのは、「限る。）の前事業年度」とする。

（申請時の公益目的財産額）

第二十八条　［同上］

2　特例民法法人（合併をする特例民法法人を除く。）が申請直前事業年度の末日から起算して三箇月以内に整備法第四十五条の認可の申請をする場合において当該申請直前事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成していないときにおける前項、第三十条第一項第二号及び第三十一条第三号の規定の適用については、前項中「いう。）」とあるのは「いう。）の前事業年度」と、第三十条第一項第二号及び第三十一条第三号中「申請直前事業年度」とあるのは「申請直前事業年度の前事業年度」とする。

第三十三条　第二十九条第一号の額が第二十四条に規定する額を超える特例民法法人が移行の登記をしたときは、当該移行の登記をした日から起算して三箇月以内に、次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2～4　同上］

（合併の届出）

第三十八条　整備法第百二十六条第一項の届出をしようとする移行法人は、次の各号に掲げる合併の場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三箇月以内に、様式第八号の届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、同条第一項各号に定める認可行政庁に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2～5　同上］

（閲覧又は謄写）

第四十五条　整備法第百二十七条第四項の規定による閲覧又は謄写は、認可行政庁が定める場所において行うものとする。

２　認可行政庁は、前項に規定する場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条　［略］

２　整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　残余財産を帰属させる法人が公益法人認定法第五条第二十号トに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

六　［略］

第五十条　公益法人認定法施行規則第七十一条の規定は整備法第百八条第一項の公示について、公益法人認定法施行規則第七十二条の規定は整備法第百三十六条第二項（整備法第百四十一条において準用する場合を含む。）の公表について、それぞれ準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（閲覧又は謄写）

第四十五条　整備法第百二十七条第四項の規定による閲覧又は謄写は、認可行政庁が定める閲覧所において行うものとする。

２　認可行政庁は、前項に規定する閲覧所の場所をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（残余財産の処分の承認の申請）

第四十八条　［同上］

２　整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　残余財産を帰属させる法人が公益法人認定法第五条第十七号トに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類

六　［同上］

第五十条　公益法人認定法施行規則第五十二条の規定は整備法第百八条第一項の公示について、公益法人認定法施行規則第五十三条の規定は整備法第百三十六条第二項（整備法第百四十一条において準用する場合を含む。）の公表について、それぞれ準用する。

附　則

この府令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第八十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第三百三十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　金融商品取引業者等	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　業務	第二節　［同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二）	第四款　電子募集取扱業務に関する特則（第百四十六条の二）
［第五款～第七款　略］	［第五款～第七款　同上］
［第三節～第七節　略］	［第三節～第七節　同上］
［第三章～第六章　略］	［第三章～第六章　同上］
附則	附則

（定義）

第一条　［略］

２　［略］

３　この府令（第十六号に掲げる用語にあっては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

［三～十二　略］

十二の二　第一種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三　第一種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四　［略］

十二の五　第二種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

［十二の六～五十　略］

４　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～十一　略］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十三～二十　略］

（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条の二　［略］

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四　令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

（定義）

第一条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　出資対象事業　法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。

二の二　［同上］

［三～十二　同上］

十二の二　第一種少額電子募集取扱業者　法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三　第一種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四　［同上］

十二の五　第二種少額電子募集取扱業務　法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

［十二の六～五十　同上］

４　［同上］

［一～十一　同上］

十二　非公開情報　発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断（法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の五の二第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

［十三～二十　同上］

（情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法）

第六条の二　［同上］

［条を加える。］

（登録申請書の記載事項）

第七条　法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　同上］

六　不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。以下同じ。）若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利（以下「不動産信託受益権」という。）又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項各号及び第百二十五条の二を除き、以下同じ。）が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。）を行う場合には、その旨

［七～九　略］

九の二　法第二十九条の二第一項第六号（法第二十九条の四の二第一項及び第二十九条の四の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合にあっては、取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

九の三　電子申込型電子募集業務（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務をいう。次条第十号イ⑵及び第四十四条第十号の三において同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。次条第十号ロ⑷及び第四十四条第十号の三において同じ。）を行う場合にあっては、その旨

［十～十二　略］

（業務の内容及び方法）

第八条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～九　略］

十　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　電子募集業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合　次に掲げる事項

⑴　取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

⑵　電子申込型電子募集業務を行う場合には、その旨

ロ　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合　次に掲げる事項

⑴　取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

⑵　第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、その旨を含む。）

⑶　第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

⑷　電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

［十一・十二　略］

六　不動産信託受益権等売買等業務（宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。以下同じ。）若しくは建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利（以下「不動産信託受益権」という。）又は組合契約、匿名組合契約若しくは投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買その他の取引に係る業務をいう。以下同じ。）を行う場合には、その旨

［七～九　同上］

［号を加える。］

［十～十二　同上］

（業務の内容及び方法）

第八条　［同上］

［一～九　同上］

十　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項

イ　取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

ロ　第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、その旨を含む。）

ハ　第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨

ニ　電子申込型電子募集取扱業務（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。第百四十九条第一号ハ及び第百五十条第一号ハにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

［十一・十二　同上］

［条を削る。］

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第三号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

2　［略］

［条を削る。］

（第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

第十六条の二　第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2　法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第一種少額電子募集取扱業者である旨

二　加入している金融商品取引業協会の名称（当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあっては、その旨）

三　投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

3　法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の三　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

2　［同上］

（第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

第十六条の四　第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の三第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2　法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第二種少額電子募集取扱業者である旨

二　加入している金融商品取引業協会の名称（当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに加入していない場合にあっては、その旨）

3　法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の三　［略］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　［略］

第十六条の五・第十六条の六　［略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～三　略］

四　法第二十九条の二第一項第十一号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

［五～九　略］

［２・３　略］

（変更登録の申請）

第二十二条　［略］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集業務及び電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～三　略］

３　［略］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　略］

十の二　法第三十三条の三第一項第五号に規定する場合にあっては、取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

十の三　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨

［十一～十三　略］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　法第三十三条の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項

［イ～ヘ　略］

ト　第七条第十一号に規定する業務を行う場合には、法第四十三条の二及び第四十三条の三の規定による管理の方法

［七～十　略］

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の五　［同上］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の五の二　［同上］

第十六条の六・第十六条の七　［同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　［同上］

［一～三　同上］

四　法第二十九条の二第一項第十号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

［五～九　同上］

［２・３　同上］

（変更登録の申請）

第二十二条　［同上］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～三　同上］

３　［同上］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　同上］

［号を加える。］

［十一～十三　同上］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

［七～十　同上］

十一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　電子募集業務を行う場合　第八条第十号イ(1)及び(2)に掲げる事項
ロ　電子募集取扱業務を行う場合　第八条第十号ロ(1)及び(4)に掲げる事項
［十二～十六　略］
（登録申請書記載事項の変更の届出）
第五十一条　法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
［一・二　略］
三　法第三十三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面
［四～十　略］
［2・3　略］
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　次に掲げる要件の全てに該当すること。
イ　［略］
ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
(1)　有価証券（(5)に掲げるもの並びに(6)及び(8)に掲げるものに該当するものを除く。）
［(2)～(5)　略］
(6)　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［(7)・(8)　略］
ハ　［略］
［二～四　略］
［2・3　略］
（業務管理体制の整備）
第七十条の二　［略］
2　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に

十一　電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及びニに掲げる事項
［十二～十六　同上］
（登録申請書記載事項の変更の届出）
第五十一条　［同上］
［一・二　同上］
三　法第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面
［四～十　同上］
［2・3　同上］
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第六十二条　［同上］
一　［同上］
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)　有価証券（(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びに(8)に掲げるものに該当するものを除く。）
［(2)～(5)　同上］
(6)　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［(7)・(8)　同上］
ハ　［同上］
［二～四　同上］
［2・3　同上］
（業務管理体制の整備）
第七十条の二　［同上］
2　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為（法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるもの

限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第四号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

三　電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

四　電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第六号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

五　電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

六　発行者が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

を除く。）について行う場合に限る。）を業として行う者に限る。第二号において同じ。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　［同上］

二　法第三十六条の二第一項の規定により同項の標識に表示されるべき事項（金融商品取引業者等が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であって、金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務（当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、その旨を含む。）に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること。

三　電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額（次号及び第五号並びに第八十三条第一項第六号ロ及びハにおいて「目標募集額」という。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置がとられていること。

四　電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

五　電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第七号及び第八十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

六　電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

七　発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること。

七　第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の二各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3　前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集業務等」とは、電子申込型電子募集業務（電子募集業務（適格機関投資家等特例業務又は海外投資家等特例業務に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げる方法により当該電子募集業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）及び当該電子申込型電子募集業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為をいい、前項第二号から第六号までの「電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての同条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法

二　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により相手方が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該相手方の申込みに関する事項を記録する方法

［4～7　略］

8　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（貸付事業等権利（法第二十九条の二第一項第十号に規定する貸付事業等権利をいう。以下同じ。）についての法第二条第八項第一号若しくは第二号に掲げる行為、同項第七号に掲げる行為（法第六十三条第一項第一号又は第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に該当するものを除く。）又は同項第八号若しくは第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、これらの行為に係る業務において取り扱う貸付事業等権利について、当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の定めがあることを確保するための措置がとられていることとする。

一　当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者（当該出資対象事業に係る業務を執行する者を含む。次号及び第百二十五条の二において同じ。）は、当該貸付事業等権利を有する者のため忠実に当該出資対象事業を行わなければならないこと。

二　当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者は、当該貸付事業等権利を有する者に対し、善良な管理者の注意をもって当該出資対象事業を行わなければならないこと。

八　第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の三各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3　前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

二　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

［4～7　同上］

［項を加える。］

（金融商品関連業務の範囲）

第七十条の三　法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一　特定金融商品取引業者等（法第三十六条第二項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合　次のイ及びロに掲げる業務

イ　［略］

ロ　法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二　［略］

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第七十条の四　特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等（法第三十六条第三項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第一項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［２・３　略］

（掲示すべき標識の様式等）

第七十一条　［略］

２　金融商品取引業者等は、法第三十六条の二第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　法第三十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者又は登録金融機関である旨

二　金融商品取引業者である場合には、金融商品取引業の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の種別をいう。）

三　登録番号

四　加入している金融商品取引業協会の名称

五　第一種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項

イ　その旨

ロ　当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

ハ　投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

六　第二種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項

イ　その旨

ロ　当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨

七　適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者である場合には、その旨

（金融商品関連業務の範囲）

第七十条の三　法第三十六条第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一　特定金融商品取引業者等（法第三十六条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の二十七第一号に掲げる者である場合　次のイ及びロに掲げる業務

イ　［同上］

ロ　法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。）

二　［同上］

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第七十条の四　特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等（法第三十六条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第二項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［２・３　同上］

（掲示すべき標識の様式）

第七十一条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　法第三十六条の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

［一・二　略］

三　金融商品取引契約が電子申込型電子募集業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務等（同項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号ヘ及びトに掲げる事項

四　［略］

3　［略］

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条　その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

［一～五　略］

六　電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る取引に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ　顧客（特定投資家を除く。）が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト　［略］

［七・八　略］

［2・3　略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（ニに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から［項を加える。］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一項第六号ヘ及びトに掲げる事項

四　［同上］

3　［同上］

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条　その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

［一～五　同上］

六　電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあっては、次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

ホ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ　電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

ト　［同上］

［七・八　同上］

［2・3　同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

一　次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者

第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

［イ～ニ　略］

［二～五十　略］

［2～56　略］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～十七　略］

十八　金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面若しくは電磁的記録による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（ヘ及びトに掲げるもの以外のものであって、当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

［イ～ハ　略］

ニ　当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第一項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の十六第一項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

［ホ～ト　略］

［十九～三十六　略］

［2～16　略］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［略］

2　［略］

を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（ニに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

［イ～ニ　同上］

［二～五十　同上］

［2～56　同上］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　［同上］

［一～十七　同上］

十八　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の十六第一項（同法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

［ホ～ト　同上］

［十九～三十六　同上］

［2～16　同上］

（最良執行方針等）

第百二十四条　［同上］

2　［同上］

３　法第四十条の二第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法をいずれも行う方法により行わなければならない。

一　金融商品取引業者等の本店等において最良執行方針等（法第四十条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。）を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二　金融商品取引業者等がその営業所、事務所その他の場所（その本店等を除く。以下この項において「営業所等」という。）において有価証券等取引（法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。）に関する顧客の注文（以下この項において「顧客の注文」という。）を受ける場合にあっては、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

三　次のいずれにも該当する場合を除き、最良執行方針等を金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法

イ　次に掲げる場合

(1)　金融商品取引業者等の常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

(2)　金融商品取引業者等のウェブサイトがない場合

ロ　金融商品取引業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により顧客の注文（現にその本店等又は営業所等にいる顧客から受けるものを除く。）を受けない場合

［４～７　略］

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されているもの）

第百二十五条の二　法第四十条の三の三に規定する内閣府令で定めるものは、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業を行う者に対し、同条に規定する契約その他の法律行為により、当該貸付事業等権利を有する者に対して当該出資対象事業の状況について定期的に適切な情報を提供することが義務付けられているものとする。

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二の二　［略］

第四款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２・３　略］

４　法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

［イ・ロ　略］

３　金融商品取引業者等は、法第四十条の二第二項の規定に基づき、その本店等において最良執行方針等（同条第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下この条において同じ。）を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法により、公表しなければならない。

一　金融商品取引業者等が、その営業所、事務所その他の場所（その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。）において有価証券等取引（法第四十条の二第一項に規定する有価証券等取引をいう。第六項第一号において同じ。）に関する顧客の注文（以下この項において「顧客の注文」という。）を受ける場合　顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二　金融商品取引業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により顧客の注文を受ける場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　最良執行方針等を自動送信し、又は顧客の求めに応じて郵便若しくはファクシミリ装置を利用して送信する方法

［４～７　同上］

［条を加える。］

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二の二　［同上］

第四款　電子募集取扱業務に関する特則

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２・３　同上］

４　法第四十三条の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

[(1)・(2)　略]

二　[略]

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

[イ・ロ　略]

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

[(1)・(2)　略]

[二～五　略]

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

[一～十三　略]

[号を削る。]

十四　[略]

[2～4　略]

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条　法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

[一～七　略]

[号を削る。]

八　[略]

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

[一～十七　略]

十八　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　[略]

[2・3　略]

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

[(1)・(2)　同上]

二　[同上]

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　[同上]

一　[同上]

[イ・ロ　同上]

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

[(1)・(2)　同上]

[二～五　同上]

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　[同上]

[一～十三　同上]

十四　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十五　[同上]

[2～4　同上]

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条　[同上]

[一～七　同上]

八　当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

九　[同上]

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条　[同上]

[一～十七　同上]

十八　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　[同上]

[2・3　同上]

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

ホ　［略］

［二～五　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［略］

［2～4　略］

（説明書類の縦覧）

第百八十三条　法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。次項において同じ。）の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一　当該金融商品取引業者の所在地に係る部分

二　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

2　［略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第二号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［略］

2　［略］

（廃業等の公告等）

第二百五条　法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う金融商品取引業者等は、第七十一条第四項各号に掲げる場合を除き、法第五十条の二第六項の規定による掲示の内容を当該金融商品取引業者等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［2～4　略］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

ホ　［同上］

［二～五　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　［同上］

［一～四　同上］

五　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［同上］

［2～4　同上］

（説明書類の縦覧）

第百八十三条　法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　［同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条　［同上］

［一～五　同上］

六　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ　［同上］

2　［同上］

（廃業等の公告等）

第二百五条　法第五十条の二第六項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（金融商品取引業者等が法人である場合には、当該法人における公告の方法（公告の期間を含む。）により行うものとする。

［2～4　同上］

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五　法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一　当該特例業務届出者又は金融商品取引業者等の住所又は所在地に係る部分

二　国内における代表者又は国内における代理人の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

［２・３　略］

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五　法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

一　当該海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者の住所又は所在地に係る部分

二　国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

［２・３　略］

（掲示すべき標識の様式等）

第二百六十五条　［略］

２　金融商品仲介業者は、法第六十六条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融商品仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　法第六十六条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品仲介業者である旨

二　登録番号

三　所属金融商品取引業者等の商号又は名称

４　法第六十六条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の五　法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特例業務届出者又は金融商品取引業者等は、別紙様式第二十一号の三により作成した説明書類又は第二百四十六条の三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の四第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［２・３　同上］

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五　法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の八により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［２・３　同上］

（掲示すべき標識の様式）

第二百六十五条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

第明治二三種十五郵年三月物三十一認可日

△

○

附　則

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［２・３　略］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～８　略］		
9　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨）	
	［略］	
［10・11　略］		
12　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）	
［13～20　略］		
21　貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う旨）	
22～29　［略］		

（注意事項）

［１・２　略］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［(1)・(2)　略］

三　株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三の二　当該移行期間特例業務届出者の住所又は所在地に係る部分

三の三　国内における代表者の状況のうち住所又は所在地に係る部分

三の四　他の法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

○

附　則

（説明書類の縦覧）

第五十七条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［同左］

［同左］

［同左］

［２・３　同上］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～８　同左］		
9　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨）	
	［同左］	
［10・11　同左］		
12　第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）	
［13～20　同左］		
［項を加える。］		
21～28　［同左］		

（注意事項）

［１・２　同左］

３　［同左］

［(1)・(2)　同左］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる（「29　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

［削る。］

［（第３面）～（第11面）　略］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　　号（　年　月　日）
［１～４　略］	
５　電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨）
	［略］
６　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）
［７・８　略］	
９　貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（貸付事業等権利についての法第２条第８項第７号から第９号までに掲げる行為を業として行う旨）
１０～２２　［略］	

（注意事項）

「＊登録番号」欄には、記載しないこと。

［（第３面）～（第11面）　略］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　氏を改めた者においては、旧氏及び名を（　）書きで併せて記載することができる。（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

４　「９　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」、「10　第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」及び「11　第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第２条第１項各号及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

［（第３面）～（第11面）　同左］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　　号（　年　月　日）
［１～４　同左］	
５　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨）
	［同左］
６　第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	（第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）
［７・８　同左］	
［項を加える。］	
９～２１　［同左］	

（注意事項）

１　「＊登録番号」欄には、記載しないこと。

２　「５　電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨」の「（有価証券の種類）」の欄には、取り扱う有価証券の種類（法第２条第１項各号及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。）を記載すること。

［（第３面）～（第11面）　同左］

別紙様式第十号（第七十一条第一項第一号関係）　［略］
別紙様式第十一号（第七十一条第一項第二号関係）　［略］
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名
ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

１　法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
２　当該金融商品取引業者のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

１　業務の状況

［⑴～⑼　略］

（注意事項）

１　業務の状況

［⑴～⑹　略］

⑺　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。
また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。

［②～④　略］

［⑻・⑼　略］

［⑽～⑾　略］

⑿　分別管理の状況

［①～③　略］

④　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第１条の12第２号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

［表略］

（注意事項）

１　［略］

別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）　［同左］
別紙様式第十一号（第七十一条第二号関係）　［同左］
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の２第１項の登録申請書又は法第31条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　［同左］

［⑴～⑼　同左］

（注意事項）

１　［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

①　［同左］

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

［②～④　同左］

［⑻・⑼　同左］

［⑽～⑾　同左］

⑿　［同左］

［①～③　同左］

④　［同左］

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　略］

［(12―２）～⑭　略］

⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　略］

(15―２）　［略］

(15―３）　自ら行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

①　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

②　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
合計額			円 （　） うち暗号等資産での出資 円	円	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

⑮⑥の注意事項に準じて記載すること。

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　同左］

［(12―２）～⑭　同左］

⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　同左］

(15―２）　［同左］

［加える。］

③　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況

<table>
<tr><td>出資対象事業持分の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>出資対象事業の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">出資者数</td><td colspan="2">適格機関投資家</td><td colspan="2">適格機関投資家以外の者</td><td rowspan="2">計</td></tr>
<tr><td></td><td>うち個人</td><td></td><td>うち個人</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr>
<tr><td>出資形態</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">募集・私募の別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>電子申込型電子募集業務の実施の有無</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">発行者の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>外国の者である場合
国名、監督当局等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>募集・私募の期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>存続期間の終期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">出資額</td><td>総出資額</td><td colspan="2">総出資額
（１年前）</td><td colspan="2">１口当たりの出資額</td></tr>
<tr><td>円
口
（　）</td><td colspan="2">円
口</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>うち暗号等資産での出資</td><td colspan="2">うち暗号等資産での出資（１年前）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">純資産額</td><td>純資産額</td><td colspan="2">純資産額
（１年前）</td><td colspan="2">増減率</td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">％</td></tr>
<tr><td>１口当たり純資産額</td><td colspan="2">１口当たり純資産額（１年前）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

総資産額	総資産額	総資産額（１年前）	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近１年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

⑮⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑯　みなし有価証券の売買等の状況

［略］

［①～④　略］

⑤　売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

［略］

売出し・募集・私募の別		
	売出しの場合電子募集業務の実施の有無	

⑯　［同左］

［同左］

［①～④　同左］

⑤　［同左］

［同左］

売出し・募集・私募の別	

	売出しの場合 電子申込型電子募集業務の実施の有無	

［略］

（注意事項）

［１～13　略］

(16―２)　電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

［略］

［①・②　略］

③　募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

［略］

募集・売出し・私募の別		
	電子申込型電子募集取扱業務の実施の有無	

［略］

（注意事項）

［略］

［(16―３)・(17)　略］

(18)　令第１条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況

①　［略］

②　預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況

［略］

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［(19)～(22)　略］

(23)　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　［略］

②　顧客の状況

［略］	
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
［略］	

（注意事項）

［１・２　略］

［同左］

（注意事項）

［１～13　同左］

(16―２)　［同左］

［同左］

［①・②　同左］

③　［同左］

［同左］

募集・売出し・私募の別	

［同左］

（注意事項）

［同左］

［(16―３)・(17)　同左］

(18)　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［(19)～(22)　同左］

(23)　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］	
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
［同左］	

（注意事項）

［１・２　同左］

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

［略］			
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
［略］			

（注意事項）

［１～３　略］

［⑵⑷～（26―２）　略］

２　［略］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称

代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

１　業務の状況

［⑴～⑻　略］

⑼　株主の状況

氏名又は名称	割合
その他（　名）	%
計　名	100.00%

（注意事項）

［略］

⑽　［略］

⑾　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　略］

（11―２）　［略］

③　［同左］

［同左］			
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
［同左］			

（注意事項）

［１～３　同左］

［⑵⑷～（26―２）　同左］

２　［同左］

別紙様式第十五号の二（第百八十三条第一項、第二項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

１　［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　［同左］

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他（　名）		%
計　名		100.00%

（注意事項）

［同左］

⑽　［同左］

⑾　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　同左］

（11―２）　［同左］

(11－3)　自ら行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

①　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

②　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
			円 口 （　）	
			円 口 （　）	
			円 口 （　）	
合計額			円 （　） うち暗号等資産での出資 円	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

⑾⑥の注意事項に準じて記載すること。

③　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称					
出資対象事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
		うち個人		うち個人	
	名	名	名	名	名

［加える。］

出資形態			
募集・私募の別			
	電子申込型電子募集業務の実施の有無		
発行者の名称			
	外国の者である場合国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額
	円 口 （　）	円 口	円
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資（１年前）	
	円	円	
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

⑾⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑿　みなし有価証券の売買等の状況

［略］

［①～④　略］

⑤　売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

［略］

売出し・募集・私募の別		
	売出しの場合電子募集業務の実施の有無	

⑿　［同左］

［同左］

［①～④　同左］

⑤　［同左］

［同左］

売出し・募集・私募の別	

	売出しの場合 電子申込型電子募集業務の実施の有無	
［略］		

（注意事項）

［１～10　略］

(12－２)　電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

［略］

［①・②　略］

③　募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

［略］		
募集・売出し・私募の別		
	電子申込型電子募集取扱業務の実施の有無	
［略］		

（注意事項）

［略］

［(12－３)・⒀　略］

⒁　令第１条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況

①　［略］

②　預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況

［略］

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在における預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書(括弧書)としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［⒂～⒅　略］

⒆　適格投資家向け投資運用業等の状況

①　［略］

②　顧客の状況

［略］	
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
［略］	

（注意事項）

［１・２　略］

［同左］		

（注意事項）

［１～10　同左］

(12－２)　［同左］

［同左］

［①・②　同左］

③　［同左］

［同左］	
募集・売出し・私募の別	
［同左］	

（注意事項）

［同左］

［(12－３)・⒀　同左］

⒁　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在における預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［⒂～⒅　同左］

⒆　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

［同左］	
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
［同左］	

（注意事項）

［１・２　同左］

③　法第29条の５第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

［略］			
第16条の５各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
［略］			

（注意事項）

［１～３　略］

［⑳・㉑　略］

２　［略］

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

事業報告書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

登録金融機関名
所在地
代表者氏名
ウェブサイトのアドレス

（注意事項）

１　法第33条の３第１項の登録申請書又は法第33条の６第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　当該登録金融機関のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

［１～８　略］

（注意事項）

［１～３　略］

４　営業所等並びに役員及び使用人の状況

⑴　［略］

⑵　「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事する者（外国法人については国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）の数を記載すること。また、（　）には、外務員の数を内書きすること。なお、法第33条の８第２項に規定する特定金融商品取引業務を行う者にあっては、使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人の数を区分して記載すること。

また、その常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。

⑶　［略］

③　［同左］

［同左］			
第16条の６各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
［同左］			

（注意事項）

［１～３　同左］

［⑳・㉑　同左］

２　［同左］

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

事業報告書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

登録金融機関名
所在地
代表者氏名

（注意事項）

法第33条の３第１項の登録申請書又は法第33条の６第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

［１～８　同左］

（注意事項）

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　［同左］

⑵　「役員」、「使用人」の欄には、登録金融機関業務に従事する者（外国法人については国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）の数を記載すること。また、（　）には、外務員の数を内書きすること。なお、法第33条の８第２項に規定する特定金融商品取引業務を行う者にあっては、使用人の数とは別に、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人の数を区分して記載すること。

⑶　［同左］

9　登録金融機関業務の状況

［略］

［(1)～(10)　略］

(10－２)　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第１条の12第２号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

［表略］

（注意事項）

１　［略］

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　略］

［(10－３)・(11)　略］

(12)　抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～④　略］

(12－２)　［略］

(12－３)　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

［(13)～(15)　略］

(15－２)　令第１条の12第２号に掲げる行為に係る業務の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第１条の12第２号に規定する権利に限る。）について記載する。

	口　　数	額　面　金　額
		百万円 （　　）
		（　　）

9　［同左］

［同左］

［(1)～(10)　同左］

(10－２)　［同左］

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　同左］

［(10－３)・(11)　同左］

(12)　抵当証券等の募集又は私募に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～④　同左］

(12－２)　［同左］

［加える。］

［(13)～(15)　同左］

［加える。］

		（　　）
		（　　）
		（　　）
		（　　）

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［⑯～（21－２）　略］

別紙様式第二十号の二（第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係）

（日本産業規格Ａ４）

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年　　月　　日時点

届出者　商　　号
　　又は名称

氏　　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　略］

［１～４　略］

別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

商号又は名称

氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［略］

［１・２　略］

［⑯～（21－２）　同左］

別紙様式第二十号の二（第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係）

（日本産業規格Ａ４）

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年　　月　　日時点

届出者　住所又は所在地
　　商　　号
　　又は名称
　　氏　　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　同左］

［１～４　同左］

別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

商号又は名称
住所又は所在地

氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［同左］

［１・２　同左］

別紙様式第二十一号の五（第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係）

（日本産業規格Ａ４）

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年　月　日時点

届出者　商　号
　　又は名称

氏　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
［１・２　略］
［１～５　略］

別紙様式第二十一号の八（第二百四十六条の三十五関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期説明書類（年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日

商号又は名称

氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
［略］
［１・２　略］

別紙様式第二十五号（第二百六十五条第一項関係）　［略］

別紙様式第二十六号（第二百八十四条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融商品仲介業に関する報告書（年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
（法人の場合）
本店等の所在地

※法人・個人の別【法　人・個　人】
ウェブサイトのアドレス

（注意事項）
当該金融商品仲介業者のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

［１～５　略］

別紙様式第二十一号の五（第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係）

（日本産業規格Ａ４）

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年　月　日時点

届出者　住所又は所在地
　　商　号
　　又は名称
　　氏　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
［１・２　同左］
［１～５　同左］

別紙様式第二十一号の八（第二百四十六条の三十五関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期説明書類（年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日

商号又は名称
住所又は所在地
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
［同左］
［１・２　同左］

別紙様式第二十五号（第二百六十五条関係）　［同左］

別紙様式第二十六号（第二百八十四条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融商品仲介業に関する報告書（年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
（法人の場合）
本店等の所在地

※法人・個人の別【法　人・個　人】

［１～５　同左］

（注意事項）

［１・２　略］

３　役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、役員欄に記載すること。

また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。

［４～６　略］

別紙様式第三十二号（附則第四十五条、第四十六条関係）

（日本産業規格Ａ４）

移行期間特例業務に関する公衆縦覧

年　　月　　日時点

届出者　商　　号
　　又は名称

氏　　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　略］

［１～４　略］

別紙様式第三十四号（附則第五十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

商号又は名称

氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［略］

［１・２　略］

（注意事項）

［１・２　同左］

３　［同左］

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、役員欄に記載すること。

［４～６　同左］

別紙様式第三十二号（附則第四十五条、第四十六条関係）

（日本産業規格Ａ４）

移行期間特例業務に関する公衆縦覧

年　　月　　日時点

届出者　住所又は所在地
　　商　　号
　　又は名称

氏　　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［１・２　同左］

［１～４　同左］

別紙様式第三十四号（附則第五十七条関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期説明書類（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

商号又は名称
住所又は所在地

氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

［同左］

［１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第一条の二又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。 （掲示すべき標識の様式等） **第二十五条**　［略］ ２　法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合とする。 ３　金融サービス仲介業者は、法第二十条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 ４　［略］ （預金等との誤認防止等） **第五十条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前項の場合において、金融サービス仲介業者は、同項の規定による掲示の内容を当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第二十五条第二項に定める場合は、この限りでない。 （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第七十七条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］	（定義） **第一条**　この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。 （掲示すべき標識の様式等） **第二十五条**　［同上］ ２　法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。 ［項を加える。］ ３　［同上］ （預金等との誤認防止等） **第五十条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第七十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条　［略］

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一　前項第七号の規定　相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

［ロ～ホ　略］

［二・三　略］

３　［略］

（貸付条件等の掲示等）

第百二十八条　［略］

［２～５　略］

６　金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第二項の規定による閲覧に供するときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

７　準用貸金業法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二十五条第二項に定める場合とする。

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿

主たる営業所又は事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※　法人・個人の別　【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿

（記載上の注意）

当該金融サービス仲介業者のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

Ⅰ　業務の状況（共通）

［１～10　略］

（記載上の注意）

１　［略］

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第二種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

［ロ～ホ　同上］

［二・三　同上］

３　［同上］

（貸付条件等の掲示）

第百二十八条　［同上］

［２～５　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿

主たる営業所又は事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※　法人・個人の別　【法人・個人】

Ⅰ　［同左］

［１～10　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　「４　役員及び使用人の状況」 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。 また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。 ［３～８　略］ ［Ⅱ・Ⅲ　略］	２　［同左］ 当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。 ［３～８　同左］ ［Ⅱ・Ⅲ　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（払込金額の公示の方法） **第百三十四条**　法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口（同条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれか及び当該投資法人のウェブサイトへの掲載（そのウェブサイトがない場合にあっては、当該各号のいずれか）の方法により行わなければならない。 ［一・二　略］ ２　［略］	（払込金額の公示の方法） **第百三十四条**　法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込みの期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。 ［一・二　同上］ ２　［同上］
（払戻金額の公示の方法） **第百七十一条**　法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項に規定する方法により行わなければならない。 ２　［略］	（払戻金額の公示の方法） **第百七十一条**　法第百二十六条の規定による払戻金額の公示は、第百三十四条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。 ２　［同上］
別紙様式第18号（第256条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）営業報告書 ○○財務（支）局長　殿 年　月　日提出 登録番号　○○財務（支）局長　第　号 商　号 所在地 執行役員名 ウェブサイトのアドレス （記載上の注意） １．法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。	**別紙様式第18号**（第256条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）営業報告書 ○○財務（支）局長　殿 年　月　日提出 登録番号　○○財務（支）局長　第　号 商　号 所在地 執行役員名 （記載上の注意） 法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人である場合には、当該投資法人のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。	
業　務　の　状　況	業　務　の　状　況
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銀行法施行規則の一部改正）

第四条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　正　後	改　正　前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第十四条の十一の十四　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第十四条の十一の十四**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　［同上］
イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）
［ロ～ホ　略］	［ロ～ホ　同上］
ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利	ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［ト・チ　略］	［ト・チ　同上］
三　［略］	三　［同上］
（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）	（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）
第三十四条の五　［略］	**第三十四条の五**　［同上］
２　法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	２　［同上］
一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	一　銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
［二・三　略］	［二・三　同上］
［3～7　略］	［3～7　同上］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

［第１・第２　略］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(15)　略］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］

［第１・第２　同左］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［(1)～(15)　同左］

改正後	改正前
⑯　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［⑰・⑱　略］ ［３～７　略］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［略］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合］ ［略］ 第２　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	⑯　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 ［⑰・⑱　同左］ ［３～７　同左］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［同左］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から 年　月　日まで） ［「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合］ ［同左］ 第２　［同左］

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第五条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びくに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　［同上］ 一　［同上］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］	二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者） **第十一条**　法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 ［二～四　略］	（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者） **第十一条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百十条の四十五**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百十条の四十五**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］	［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。
（適格機関投資家の範囲） **第十条**　法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。） ［二～二十四　略］ 二十五　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時における資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者 イ　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。） 五千万円 ［ロ～ホ　略］ ［二十六・二十七　略］ ［2～13　略］ （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） **第十五条**　令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 ［二～四　略］ 2　［略］	（適格機関投資家の範囲） **第十条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。） ［二～二十四　同上］ 二十五　［同上］ イ　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。） 五千万円 ［ロ～ホ　同上］ ［二十六・二十七　同上］ ［2～13　同上］ （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） **第十五条**　［同上］ 一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 ［二～四　同上］ 2　［同上］

（保険業法施行規則の一部改正）

第十条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ （特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［略］ ２　法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　略］ ［3～7　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］ （特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［同上］ ２　［同上］ 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［二・三　同上］ ［3～7　同上］

（信託業法施行規則の一部改正）

第十一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十条の十二**　［同上］ 一　［同上］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）

［ロ～ホ　略］

ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

［ト・チ　略］

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（短期売買利益の返還の適用除外） **第三十三条**　法第百六十四条第九項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。 （利益の算定の方法） **第三十四条**　法第百六十四条第十項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十三条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。）。 ［一・二　略］ ［2～5　略］ （特定組合等の組合員に係る短期売買利益の返還の適用除外） **第四十五条**　法第百六十五条の二第十四項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十条第四項各号に掲げる場合とする。 （特定組合等の財産について生じる利益の算定の方法） **第四十六条**　法第百六十五条の二第十五項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、同条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（特定組合等の財産に関し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。）。 ［一・二　略］ ［2～5　略］	（短期売買利益の返還の適用除外） **第三十三条**　法第百六十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十条第一項各号に掲げる場合とする。 （利益の算定の方法） **第三十四条**　法第百六十四条第九項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十三条第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。）。 ［一・二　同上］ ［2～5　同上］ （特定組合等の組合員に係る短期売買利益の返還の適用除外） **第四十五条**　法第百六十五条の二第十三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十条第四項各号に掲げる場合とする。 （特定組合等の財産について生じる利益の算定の方法） **第四十六条**　法第百六十五条の二第十四項に規定する内閣府令で定める利益の算定の方法は、法第百六十五条の二第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（特定組合等の財産に関し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行った後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行った後六月以内に買付け等を行ったと認められる場合に限る。）。 ［一・二　同上］ ［2～5　同上］

二　［同上］

イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

［ロ～ホ　同上］

ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

［ト・チ　同上］

三　［同上］

（特定組合等の組合員の禁止行為）

第四十七条　法第百六十五条の二第十六項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、第三十六条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2　法第百六十五条の二第十六項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

［一～四　略］

3　法第百六十五条の二第十六項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

4　法第百六十五条の二第十六項第二号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

［一・二　略］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十四　前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　［略］

ロ　業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1)　当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

(2)・(3)　略］

ハ　［略］

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定組合等の組合員の禁止行為）

第四十七条　法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、第三十六条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2　法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

［一～四　同上］

3　法第百六十五条の二第十五項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

4　法第百六十五条の二第十五項第二号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

［一・二　同上］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　［同上］

［一～十三　同上］

十四　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

(2)・(3)　同上］

ハ　［同上］

［2～4　同上］

（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十五条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

（金融経済教育推進機構に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　金融経済教育推進機構に関する内閣府令（令和六年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認可の申請等の経由） **第三十五条**　法第五章第二節又はこの府令の規定による内閣総理大臣に対する認可又は承認の申請及び書類の提出は、金融庁長官を経由してしなければならない。	（認可の申請等の経由） **第三十五条**　法第四章第二節又はこの府令の規定による内閣総理大臣に対する認可又は承認の申請及び書類の提出は、金融庁長官を経由してしなければならない。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十五条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資産運用高度化室等及び研究官等） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融経済教育推進室は、総合政策課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［5～7　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（資産運用高度化室等及び研究官等） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～四　同上］ 五　行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［5～7　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（電子募集業務等に関する経過措置）

第二条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「整備政令」という。）第十四条第一項に規定する金融商品取引業者については、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等府令」という。）第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（電子募集業務（新金融商品取引業等府令第八条第十号イに規定する電子募集業務をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十五号の二（電子募集業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十四条第一項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

２　整備政令第十五条第一項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（電子募集業務に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十六号（電子募集業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十五条第二項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

３　この府令の施行の際現に新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項に規定する行為（電子募集業務に係るもの及び第一条の規定による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令（次条第一項において「旧金融商品取引業等府令」という。）第七十条の二第二項に規定する行為を除く。以下この項において同じ。）を業として行っている金融商品取引業者等については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項の規定（同項に規定する行為に係るものに限る。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（電子募集取扱業務に関する経過措置）

第三条　整備政令第十六条第一項に規定する金融商品取引業者については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（新電子募集取扱業務（新金融商品取引業等府令第八条第十号ロに規定する電子募集取扱業務をいい、旧金融商品取引業等府令第八条第十号に規定する電子募集取扱業務を除く。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十五号の二（新電子募集取扱業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十六条第一項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

２　整備政令第十七条第一項に規定する登録金融機関については、新金融商品取引業等府令第七十条の二第二項及び第三項並びに第八十三条第一項第三号から第六号までの規定（新電子募集取扱業務に係るものに限る。）並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十六号（新電子募集取扱業務に係る部分に限る。）は、整備政令第十七条第二項に規定する六月を経過する日までの間は、適用しない。

（事業報告書等に関する経過措置）

第四条　新金融商品取引業等府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

２　新金融商品取引業等府令別紙様式第二十六号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

３　新金融商品取引業等府令第百七十四条第一号ニ、第百八十三条第一項、第二百四十六条の五第一項及び第二百四十六条の三十五第一項並びに附則第五十七条第一項の規定並びに新金融商品取引業等府令別紙様式第十五号の二、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十一号の八及び別紙様式第三十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第五条　第二条の規定による改正後の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令別紙様式第七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

第六条　第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号は、施行日以後に終了する営業期間に係る営業報告書について適用し、施行日前に終了した営業期間に係る営業報告書については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令第九十号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二条の規定に基づき、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条の規定に基づき業務を定める内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条の規定に基づき業務を定める内閣府令

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるもの（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条第二項各号に掲げる業務を除く。）とする。

一　法第二条第二項第二号に掲げる業務　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十八条第十六号又は第十七号に掲げる業務

二　法第二条第二項第三号に掲げる業務　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十一条第四号に掲げる業務

三　法第二条第二項第五号に掲げる業務　次のイからチまでに掲げる業務

イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第三号から第十六号までに規定する事業、同項第十七号に規定する附帯する事業（同項第三号から第十六号までに規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第七項第五号若しくは第七号に規定する事業に係る業務又は同条第一項第四号に規定する事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同項に規定する附帯する事業（当該各号に掲げるものに係るものに限る。）若しくは同条第二十四項各号に規定する事業に係る業務

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第三項第三号から第十一号までに規定する事業若しくは同項第十二号に規定する附帯する事業（同項第三号から第十一号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務、同法第八十七条第一項第五号に規定する事業のうち同条第三項各号に掲げるもの、同項に規定する附帯する事業（当該各号に掲げるものに係るものに限る。）、同条第四項第三号から第十三号までに規定する事業若しくは同項第三号から第十一号までに規定する事業若しくは同項第十二号に規定する附帯する事業のうち同条第三項各号に掲げるもの、同項に規定する附帯する事業（当該各号に掲げるものに係るものに限る。）に係る業務、同法第九十三条第二項第三号から第十一号までに規定する事業若しくは同項第十二号に規定する附帯する事業（同項第三号から第十一号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務又は同法第九十七条第一項第三号に規定する事業のうち同条第二項各号に掲げるもの、同項に規定する附帯する事業（当該各号に掲げるものに係るものに限る。）、同条第三項第三号から第十三号までに規定する事業若しくは同項第十四号に規定する附帯する事業（同項第三号から第十三号までに規定する事業に係るものに限る。）に係る業務

ハ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第六号から第二十四号までに規定する事業に係るものに限る。）若しくは同条第七項第五号若しくは第七号に規定する事業に係る業務又は同法第九条の九第一項第二号に規定する借入れ、同条第六項第一号に規定する事業のうち同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで若しくは第二十五号に係るもの（同号に係るものにあっては、同項第六号から第十一号まで又は第十三号から第二十二号までに規定する事業に係るものに限る。）若しくは同法第九条の九第六項第二号から第六号まで、第十一号若しくは第十二号に規定する事業にあっては、同法第九条の八第七項第五号に係るものに限る。）に係る業務

ニ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第六項第五号若しくは第七号に掲げる業務又は同法第五十四条第五項第五号若しくは第七号に掲げる業務

ホ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第一号に掲げる債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務、同項第二号若しくは第五号に掲げる業務、同条第二項第一号に掲げる債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務又は同項第三号に掲げる業務

ヘ　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第七号から第二十五号までに掲げる業務、同項に規定する付随する業務（同項第七号から第二十五号までに掲げる業務に係るものに限る。）若しくは同条第七項第五号に掲げる業務又は同法第五十八条の二第一項第五号から第二十三号までに掲げる業務、同項に規定する付随する業務（同項第五号から第二十三号までに掲げる業務に係るものに限る。）若しくは同条第三項第五号若しくは第七号に掲げる業務

ト　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第七項第五号に掲げる業務

チ　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第七項第五号に掲げる業務

四　法第二条第二項第十号に掲げる業務のうち保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業に係る業務　同法第九十九条第一項に規定する付随する業務又は同条第二項第一号若しくは第四号に掲げる業務

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府令第九十一号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定目的会社名簿への登載事項） **第二十三条の二**　法第八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　第六条各号に掲げる事項 二　会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所	［条を加える。］
（特定目的会社名簿の縦覧） **第二十四条**　特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長（第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長）は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿（次条に定める部分を除く。）を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。	（特定目的会社名簿の縦覧） **第二十四条**　特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長（第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長）は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第二十五条　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

一　法第四条第二項第三号に掲げる事項のうち取締役及び監査役の住所並びに重要使用人の住所に係る部分

二　第六条第一号に掲げる事項のうち特定社員（個人に限る。）の住所に係る部分

三　第二十三条の二第二号に掲げる事項のうち会計参与（個人に限る。）の住所に係る部分

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（投資法人の登録申請書の記載事項） **第二百十四条**　法第百八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びに沿革 ［八～十　略］ （投資法人登録簿の縦覧） **第二百十七条**　投資法人が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿（次条に定める部分を除く。）を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 （個人の権利利益を害するおそれがあるもの） **第二百十七条の二**　法第百八十九条第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。 一　法第百八十八条第一項第二号に掲げる事項のうち執行役員、監督役員及び会計監査人（個人に限る。）の住所に係る部分 二　第二百十四条第四号に掲げる事項のうち主要な投資主（個人に限る。）の住所に係る部分 三　第二百十四条第七号に掲げる事項のうち一般事務受託者（個人に限る。）の住所に係る部分 四　第二百十四条第十号ロに掲げる事項のうち役員に関する事項（当該役員（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分 五　第二百十四条第十号ハに掲げる事項のうち譲受人に関する事項（当該譲受人（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（投資法人の登録申請書の記載事項） **第二百十四条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革 ［八～十　同上］ （投資法人登録簿等の縦覧） **第二百十七条**　投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。 ［条を加える。］

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第三条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（登録申請書の記載事項）

第六十一条　法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　社員である公認会計士及び特定社員の登録番号

二・三　［略］

（有限責任監査法人登録簿の備置き）

第六十三条　金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿（次条に定める部分を除く。）を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第六十三条の二　法第三十四条の二十六第三項に規定する内閣府令で定める部分は、法第三十四条の二十五第一項第三号に掲げる事項のうち社員の住所に係る部分とする。

（登録申請書の記載事項）

第八十四条　［略］

２　［略］

３　法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　社員である公認会計士及び特定社員の登録番号

二～四　［略］

（登録申請書の添付書類）

第八十五条　［略］

２　［略］

３　法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　申請者が監査法人である場合にあっては、社員である公認会計士の経歴書

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［三・四　略］

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第八十五条の二　法第三十四条の三十四の五第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

一　法第三十四条の三十四の四第一項第一号ロに掲げる事項に係る部分

二　法第三十四条の三十四の四第一項第二号ハに掲げる事項のうち社員の住所に係る部分

別紙様式第３号（第60条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

［略］

改正前

（登録申請書の記載事項）

第六十一条　法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［号を加える。］

一・二　［同上］

（有限責任監査法人登録簿の備置き）

第六十三条　金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（登録申請書の記載事項）

第八十四条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［号を加える。］

一～三　［同上］

（登録申請書の添付書類）

第八十五条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　申請者が監査法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

ロ　社員である公認会計士の経歴書

［三・四　同上］

［条を加える。］

別紙様式第３号（第60条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

［同左］

社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	［略］
［略］	

（第３面）

（別添１：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号）

公認会計士である社員

氏名	登録番号	住所

特定社員

氏名	登録番号	住所

（記載上の注意）

［略］

（第４面）　［略］

社員の氏名及び住所	［同左］
［同左］	

（第３面）

（別添１：社員の氏名及び住所）

公認会計士である社員

氏名	住所

特定社員

氏名	住所

（記載上の注意）

［同左］

（第４面）　［同左］

（第５面）

登録免許税領収証書貼付欄

別紙様式第４号（第65条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　第　　号

（郵便番号　　―　　）

主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　―

名称

代表者の氏名

変　更　登　録　申　請　書

有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の28第１項の規定により変更の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

（記載上の注意）

１．［略］

２．変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

（第２面）　［略］

（第３面）

別紙

［略］

［加える。］

別紙様式第４号（第65条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　第　　号

（郵便番号　　―　　）

主たる事務所の所在地

電話番号（　　）　　―

名称

代表者の氏名

変　更　登　録　申　請　書

有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の28第１項の規定により変更の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

（記載上の注意）

１．［同左］

２．変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

（第２面）　［同左］

（第３面）

別紙

［同左］

社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	［略］
［略］	

（第４面）

（別添１：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号）

公認会計士である社員

氏名	登録番号	住所

特定社員

氏名	登録番号	住所

（記載上の注意）

［略］

（第５面）　［略］

社員の氏名及び住所	［同左］
［同左］	

（第４面）

（別添１：社員の氏名及び住所）

公認会計士である社員

氏名	住所

特定社員

氏名	住所

（記載上の注意）

［同左］

（第５面）　［同左］

別紙様式第19号（第83条第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）・（第２面）　略］

（第３面）

登録免許税領収証書貼付欄

別紙様式第20号（第83条第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

［略］	
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	［略］
［略］	

（記載上の注意）

［１・２　略］

（第３面）

（別添１：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号）

公認会計士である社員		
氏名	登録番号	住所

別紙様式第19号（第83条第１号関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）・（第２面）　同左］

［加える。］

別紙様式第20号（第83条第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

［同左］	
社員の氏名及び住所	［同左］
［同左］	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

（第３面）

（別添１：社員の氏名及び住所）

公認会計士である社員	
氏名	住所

特定社員		
氏名	登録番号	住所

（記載上の注意）
［略］

（第４面）　［略］
（第５面）

登録免許税領収証書貼付欄

特定社員	
氏名	住所

（記載上の注意）
［同左］

（第４面）　［同左］
［加える。］

別紙様式第22号（第88条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）・（第２面）　略］

（第３面）

別紙

［略］	
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	［略］
［略］	

（記載上の注意）

［１・２　略］

（第４面）

（別添１：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号）

公認会計士である社員		
氏名	登録番号	住所

特定社員		
氏名	登録番号	住所

別紙様式第22号（第88条第１項第２号関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）・（第２面）　同左］

（第３面）

別紙

［同左］	
社員の氏名及び住所	［同左］
［同左］	

（記載上の注意）

［１・２　同左］

（第４面）

（別添１：社員の氏名及び住所）

公認会計士である社員	
氏名	住所

特定社員	
氏名	住所

（公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第四条　公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公認会計士に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合の按分額） **第六十四条**　法第三十四条の五十三第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （公認会計士に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合の按分額） **第六十五条**　法第三十四条の五十三第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （監査法人に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合の按分額） **第六十六条**　法第三十四条の五十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （監査法人に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合の按分額） **第六十七条**　法第三十四条の五十三第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。	（公認会計士に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合のあん分額） **第六十四条**　法第三十四条の五十三第二項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （公認会計士に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合のあん分額） **第六十五条**　法第三十四条の五十三第三項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （監査法人に係る課徴金納付命令につき二以上の決定をする場合のあん分額） **第六十六条**　法第三十四条の五十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、個別決定ごとの算出額（同項に規定する個別決定ごとの算出額をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち最も高い額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。 （監査法人に係る課徴金納付命令につき既決定がある場合のあん分額） **第六十七条**　法第三十四条の五十三第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定（同項に規定する新決定をいう。）に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。					
（記載上の注意） ［略］			（第５面）　［略］	（記載上の注意） ［同左］	（第５面）　［同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　登録有限責任監査法人（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。）は、この府令の施行の日（次条第一項において「施行日」という。）から起算して一月以内に、第三条の規定による改正後の公認会計士法施行規則（以下「新公認会計士法施行規則」という。）別紙様式第三号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録するものとする。

第三条　登録上場会社等監査人（公認会計士法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいい、監査法人に限る。）は、施行日から起算して一月以内に、新公認会計士法施行規則別紙様式第二十号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を記載した書類を日本公認会計士協会（次項において「協会」という。）に提出しなければならない。

2　協会は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を上場会社等監査人名簿に登録するものとする。

○内閣府令第九十二号

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。 ［一～六　略］ 七　受給資格者の前年（一月から九月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　所得の額（令第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族を除く。次号イにおいて同じ。）の有無及び数並びに同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ［ロ～ヘ　略］	（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。 ［一～六　同上］ 七　受給資格者の前年（一月から九月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等 イ　所得の額（令第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類） ［ロ～ヘ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第一号（裏面）注意の9及び様式第五号の五（裏面）注意の4中「同一生計配偶者、扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。以下「扶養親族等」という。）」に改める。

様式第六号（裏面）注意の4中「同一生計配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）」を「同一生計配偶者及び扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。以下「扶養親族等」という。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第九十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三条第七号及び第三十一条第七号の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（令第三条第七号及び第三十一条第七号に規定する内閣府令で定める額の算定） **第一条の二の二**　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第三条第七号及び第三十一条第七号の内閣府令で定めるところにより算定した額は、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第一項の規定により計算された所得の額に準ずるものとして適当と認められる額とする。	［条を加える。］
（令第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員） **第一条の三**　令第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。	（令第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員） **第一条の三**　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年十一月一日から施行する。

府令・省令

内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 ［一～七　略］ 八　令第七条第一項第一号テに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第百二十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第三項本文、第百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの ［九～十三　略］ ［２・３　略］	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　令第七条第一項第一号テに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第百二十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第三項本文、第百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの ［九～十三　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） **第三条の二**　［略］ ［2・3　略］ 4　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの ［二～七　略］ 5　［略］	（対内直接投資等の届出の特例に関する事項） **第三条の二**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）に類する事業を営むもの ［二～七　同上］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府、法務省令第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の規定に基づき、一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　牧原　秀樹

一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～九　略］ 十　取り扱う社債等に応じた法第六十九条の二第一項第二号（法第百二十一条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第一項第二号、第百三十一条第一項第二号（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項第二号（法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十六条第一項第二号の口座に係る通知の受理に関する事項 十一　［略］	（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものとする。 ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第二章の二　略］ 第二章の三　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十条の十九） ［第三章～第八章　略］ 附則 （振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百	目次 ［第一章～第二章の二　同上］ 第二章の三　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十条の十八） ［第三章～第八章　同上］ 附則 （振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用す

七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（社債権者等が口座を通知すべき期間）

第六条の二　法第六十九条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の社債権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用）

第十条の八　第四条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条（第五号イに係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第六条の二の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第七条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［表略］

（受益者等が口座を通知すべき期間）

第十条の十五　法第百二十七条の六第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の受益者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

第十条の十六～第十条の十九　［略］

（株主等が口座を通知すべき期間）

第十四条の二　法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の株主又は登録株式質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（新株予約権者等が口座を通知すべき期間）

第三十条の二　法第百六十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の新株予約権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

る場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［条を加える。］

（投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用）

第十条の八　第四条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合について、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第六条（第五号イに係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項に規定する受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第七条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者について、第九条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十条の規定は法第百二十一条において準用する法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［同上］

［条を加える。］

第十条の十五～第十条の十八　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（新株予約権付社債権者等が口座を通知すべき期間）

第三十九条の二　法第百九十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間は、十五日以上で同項の通知者（その委託を受けて、振替機関の業務規程の定めるところにより同号の口座に係る通知の受理に関する事務が行われる場合にあっては、同項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者の直近上位機関）が定める日までの期間とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第四十六条　第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］		
第十四条第一号及び第七号イ並びに第十四条の二	登録株式質権者	登録投資口質権者
［略］		

（協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十七条　第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第

［条を加える。］

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第四十六条　第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する当該投資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する投資主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第十四条第一号及び第七号イ	登録株式質権者	登録投資口質権者
［同上］		

（協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十七条　第十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第

一項に規定する当該協同組織金融機関に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第一項に規定する優先出資者又は登録優先出資質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第十四条の二の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第十九条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について、第二十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］		
第十四条第一号及び第七号イ並びに第十四条の二	登録株式質権者	登録優先出資質権者
［略］		

（特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十八条　第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十四条の二の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、第二十六条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第十四条第一号及び第七号イ	登録株式質権者	登録優先出資質権者
［同上］		

（特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十八条　第十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十一条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条

第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条の二	登録株式質権者	登録優先出資質権者
［略］		

（特別法人出資に関する株式に係る規定の準用）

第四十八条の三　第十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十一条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める者について、第十七条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第十八条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合について、第二十一条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する申出について、第二十二条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三条第一項の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条第一号及び第十四条の二	登録株式質権者	登録特別法人出資質権者
第十六条第一号	株主名簿	出資者原簿
第十八条第二号	株券発行会社（会社法第百七条第七項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日	法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日
	廃止の日	一定の日

［項を加える。］

［同上］

［条を加える。］

第二十一条	数	口数	
第二十二条	登録株式質権者	登録特別法人出資質権者	
第二十三条第一項	同条第一項第一号、第二号又は第七号	同条第一項第一号又は第七号	
第二十三条第二項	会社法第百二十四条第二項	法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第百五十一条第一項第一号	

（特別口座開設等請求の添付書面）

第四十八条の四　法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第二百四十七条の二の三において読み替えて準用する法第百五十九条第一項の特別法人出資証券に係る除権決定の正本又は謄本とする。

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第四十八条の五　第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項に規定する新投資口予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第三十条の二の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める期間について、第三十一条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［表略］

（電磁的方法による提供）

第六十条　［略］

２　令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の三において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の六及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条においても準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

［条を加える。］

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第四十八条の三　第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項に規定する新投資口予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第三十一条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める者について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［同上］

（電磁的方法による提供）

第六十条　［同上］

２　令第十四条第三号（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）、第四十一条（令第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十条（令第六十五条の二及び第六十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条（令第六十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組

た電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

３　［略］

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条　令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当該口座に記載又は記録がされている振替受益権又は振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資、法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資若しくは振替特別法人出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替受益権又は振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をする場合に限る。）

三　［略］

四　法第百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資、同項第十七号に規定する優先出資若しくは特別法人出資（以下この号において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券、法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券若しくは特別法人出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五　当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者、優先出資社員若しくは特別法人出資者（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六　当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者、特別優先出資社員又は法第二百四十七条の二の三第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号に定める者（以下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

七　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

３　［同上］

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第六十一条　［同上］

一　［同上］

二　当該口座に記載又は記録がされている振替受益権、振替株式、振替投資口、法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資又は法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資（以下この条において「振替株式等」という。）の発行者（当該発行者が、当該振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七条の規定による請求（以下この条において「情報提供請求」という。）をする場合に限る。）

三　［同上］

四　法第百三十三条第二項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百三十九条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の取得者等（当該取得者等が、法第百三十三条第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二条第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資（以下この条において「株式等」という。）に係る株券、投資証券、法第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第百三十三条第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等の数又は口数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

五　当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員（以下この号及び第七号において「株主等」という。）（当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

六　当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員（以下この号において「特別株主等」という。）（当該特別株主等が、当該特別株主等について法第百五十一条第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

七　［同上］

○内閣府
財務省令第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第十一条第一項第七号の規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～九　略］ 十　取り扱う社債等に応じた法第六十九条の二第一項第二号（法第百二十一条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第一項第二号、第百三十一条第一項第二号（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項第二号（法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十六条第一項第二号の口座に係る通知の受理に関する事項 十一　［略］	（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、環境省、経済産業省、国土交通省、令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小里　泰弘
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、
中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。
環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十六条**　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第六号
経済産業省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第四十八条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第四十八条**　［同上］ 一　［同上］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）

［ロ～ホ　略］

ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

［ト・チ　略］

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百五十二条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　略］ ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百五十二条の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ［ロ～ホ　同上］ ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ［ト・チ　同上］ 三　［同上］

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣農林水産省令第八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　小里　泰弘

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第十条の十四　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第十条の十四**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　［同上］
イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）
［ロ～ホ　略］	［ロ～ホ　同上］
ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利	ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［ト・チ　略］	［ト・チ　同上］
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第七条の十五　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第七条の十五**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　［同上］
イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

［ロ～ホ　略］	［ロ～ホ　同上］
へ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利	へ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［ト・チ　略］	［ト・チ　同上］
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第八十五条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第八十五条の十二**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　［同上］
イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）	イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）
［ロ～ホ　略］	［ロ～ホ　同上］
へ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利	へ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
［ト・チ　略］	［ト・チ　同上］
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

省　令

○外務省令第十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日

外務大臣　岩屋　毅

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	74号	75号	76号	77号	［略］	80号	81号	82号	［略］	89号	［略］	91号	［略］
			円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700		円 496,700	円 485,700	円 474,700		円 397,700		円 375,700	
国地の別	アジア									バングラデシュ		インド		シンガポール 中華人民共和国 モンゴル	
	大洋州							キリバス							
	北米											アメリカ合衆国			
	中南米		ハイチ		キューバ									ジャマイカ	
	欧州		ウクライナ						アイスランド			ベラルーシ		ジョージア ラトビア ロシア	
	中東			アフガニスタン	イラク			サウジアラビア	イラン			イスラエル			
	アフリカ		南スーダン モーリタニア	ジブチ ジンバブエ マリ	ブルキナファソ	アンゴラ コートジボワール		エチオピア ガーナ ベナン マラウイ	マダガスカル	モザンビーク		アルジェリア ザンビア ボツワナ		ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	74号	75号	76号	77号	［同上］	80号	81号	82号	［同上］	89号	［同上］	91号	［同上］
			円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700		円 496,700	円 485,700	円 474,700		円 397,700		円 375,700	
国地の別	アジア									バングラデシュ		インド		シンガポール 中華人民共和国 モンゴル	
	大洋州							キリバス							
	北米											アメリカ合衆国			
	中南米		ハイチ					キューバ						ジャマイカ	
	欧州				ウクライナ				アイスランド					ジョージア ベラルーシ ラトビア ロシア	
	中東					アフガニスタン イラク		サウジアラビア		イラン		イスラエル			
	アフリカ		南スーダン モーリタニア	ジブチ ジンバブエ マリ	ブルキナファソ	アンゴラ コートジボワール		エチオピア ガーナ ベナン マラウイ	マダガスカル	モザンビーク		アルジェリア ザンビア ボツワナ		ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	92号	93号	［略］
		円 364,700	円 353,700	
国地の別 アジア		広州 上海 青島		
大洋州				
北米				
中南米			クリチバ サンパウロ	
欧州		ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	エディンバラ	
中東			ドバイ	
アフリカ				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行し、同年八月一日から適用する。

○農林水産省令第五十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の十二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日

農林水産大臣　小里　泰弘

（農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第二十二条の十八**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ロ～ホ　（略） ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ト・チ　（略） 三　（略）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第二十二条の十八**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ロ～ホ　（略） ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ト・チ　（略） 三　（略）

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	92号	93号	［同上］
		円 364,700	円 353,700	
国地の別 アジア		広州 上海 青島		
大洋州				
北米				
中南米			クリチバ サンパウロ	
欧州		ユジノサハリンスク	エディンバラ ウラジオストク ハバロフスク	
中東			ドバイ	
アフリカ				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十二条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの並びにヘ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） ロ～ホ　（略） ヘ　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ト・チ　（略） 三　（略）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十二条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） ロ～ホ　（略） ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ト・チ　（略） 三　（略）

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○経済産業省令第七十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び第十八条の八の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可を要しない役務取引等） **第九条**　（略） ２　令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 一～六　（略） 七　前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であって、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの イ　（略） ロ　その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。	（許可を要しない役務取引等） **第九条**　（略） ２　令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 一～六　（略） 七　前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であって、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの イ　（略） ロ　その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

改正後

八　（略）

二　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八～十六　（略）

（報告）

第十条　（略）

２　（略）

３　経済産業大臣は、令第十八条の八第一項の規定に基づき報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、告示又は通知する方法により報告を求める事項を明示して必要な報告書の提出を命ずるものとする。

（削る）

４　前項の命令を受けた者は、遅滞なく、報告書を提出しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年十月三十日から施行する。

○国土交通省令第九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項第三号及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶区画規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶区画規程等の一部を改正する省令

（船舶区画規程の一部改正）

第一条　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

目次

第一編～第六編　（略）

第七編　旅客輸送貨物船等に関する特別規定（第百十七条・第百十八条）

附則

第七編　旅客輸送貨物船等に関する特別規定

（適用）

第百十七条　貨物船又はタンカーであつて、船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（平水区域を航行区域とするものを除く。）（次条において「旅客輸送貨物船等」という。）については、第三編又は第四編の規定によるほか、この編の規定を適用する。

（水密隔壁の配置）

第百十八条　旅客輸送貨物船等は、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいるような位置に隔壁を配置しなければならない。ただし、当該船舶の構造等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二　浸水後のメタセンター高さが五〇ミリメートル以上であること。

改正前

八　（略）

二　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八～十六　（略）

（報告）

第十条　（略）

２　（略）

３　経済産業大臣は、令第十八条の八第一項の規定に基づき報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し通知する方法により報告を求める事項を明示して必要な報告書の提出を命ずるものとする。

４　経済産業大臣は、前項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、報告を求める者及び事項を明らかにした上で、必要な報告書の提出を命ずることができる。

５　前二項の命令を受けた者は、遅滞なく、報告書を提出しなければならない。

改正前

目次

第一編～第六編　（略）

（新設）

附則

（新設）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（臨時検査） **第十九条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令）第二条に規定する小型漁船（危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。）についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。 一～五　（略） 六　船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理（あらかじめ管海官庁の指定した条件に従つて行うものを除く。） 七　（略） ３　法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一・二　（略） 三　法第二条第一項各号（一般小型船にあつては、同項第六号及び第九号）に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取り外し（一般小型船については、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具で現に搭載している人員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ保管に係る取り外し又は増備並びにあらかじめ管海官庁の指定した条件に従つて行う新設、増備、取替え又は取り外しを除く。）（法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものの新設若しくは増備又はこれとの取替えを除く。）又は積付方法の変更（同項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定により積付方法が定められている物件に限る。）をしようとするとき。 三の二～十三　（略） ４～６　（略）	（臨時検査） **第十九条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令）第二条に規定する小型漁船（危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。）についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。 一～五　（略） 六　船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理 七　（略） ３　法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略） 三　法第二条第一項各号（一般小型船にあつては、同項第六号及び第九号）に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取りはずし（一般小型船については、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具で現にとう載している人員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ保管に係る取りはずし又は増備を除く。）（法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものの新設若しくは増備又はこれとの取替えを除く。）又は積付方法の変更（同項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定により積付方法が定められている物件に限る。）をしようとするとき。 三の二～十三　（略） ４～６　（略）
（船舶救命設備規則の一部改正） **第三条**　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（膨脹式救命いかだ） **第二十一条**　膨脹式救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一　完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定性を有すること（第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。	（膨脹式救命いかだ） **第二十一条**　膨脹式救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一　完全に膨脹して天幕を上にして浮いている場合に海上において安定性を有すること。

二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること（第五項に規定する位置保持型膨脹式救命いかだを除く。）。

三～六　（略）

七　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

八～十一　（略）

十二　海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

十三～二十三　（略）

二十四　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限り、第五項に規定する位置保持型膨脹式救命いかだを除く。）。

2　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

4　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二　（略）

三　船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四　人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

5　第一項から第三項までの膨脹式救命いかだであつてその位置を調整し、かつ、保持することができるもの（以下「位置保持型膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだの位置を調整し、かつ、保持するための装置が備え付けられていること。

二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること。

五・六　（略）

（新設）

二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること。

三～六　（略）

七　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること。

八～十一　（略）

十二　海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること。

十三～二十三　（略）

二十四　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限る。）。

2　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号（第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号、第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

4　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二　（略）

三　船上から前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

五・六　（略）

三　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限り、プラットフォームを有しない降下式乗込装置に連結せずに乗り込むことができるものを除く。）

（固型救命いかだ）

第二十三条　固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること（第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

二　（略）

三　上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること（次項に規定する自動復原固型救命いかだ及び第三項に規定する両面固型救命いかだを除く。）。

四～六　（略）

2　上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

4　（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二　降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。ただし、水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するもの（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものに限る。第八号及び第九号において同じ。）であつて、当該船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、救命いかだに安全かつ迅速に乗り込むことができるものにあつては、この限りでない。

三～七　（略）

八　プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものを除く。）にあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

九　プラットフォームを有しないもの（水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用するものに限る。）であつて、当該降下式乗込装置の降下路の下部に当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができる装置を取り付けるものにあつては、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（固型救命いかだ）

第二十三条　固型救命いかだは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　天幕を上にして浮いている場合にも海上において安定性を有すること。

二　（略）

三　上下を逆さにして進水した場合に、一人で容易に反転させることができるものであること。

四～六　（略）

2　上下を逆さにして進水した場合に自動的に復原することができる固型救命いかだ（以下「自動復原固型救命いかだ」という。）は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる固型救命いかだ（以下「両面固型救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる要件のほか、第二十一条第二項第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

4　（略）

（降下式乗込装置）

第四十七条の二　降下式乗込装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　船舶が最小航海喫水においていずれの側に二十度横傾斜した場合にも、水面に達するのに十分な長さのものであること。

三～七　（略）

八　プラットフォームを有しないものにあつては、当該降下式乗込装置の降下路と救命いかだとを連結することができ、かつ、連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置が降下路の下部に取り付けられていること。

（新設）

十　第八条第一号（国際航海に従事しない船舶であつて沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶に備え付けるものにあつては、第二十六条第二項第三号）及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章　救命設備の備付数量

第一節　救命器具

第一款　第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ

二　（略）

第二款　第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条　（略）

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第五十七条　（略）

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、救命艇又は救命いかだに代えて、管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合にあつては、救命浮器又は救命浮環）を備え付けることができる。

4　（略）

第五十八条　平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める第二種船にあつては、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けなければならない。

2　第四十八条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

第三款　第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条　（略）

2～7　（略）

8　第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

九　第八条第一号及び第四十四条第一項第七号に掲げる要件

第三章　救命設備の備付数量

第一節　救命器具

第一款　第一種船

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用膨脹式救命いかだ又は進水装置用固型救命いかだ（以下「進水装置用救命いかだ」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

二　（略）

第二款　第二種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第五十六条　（略）

2　前項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項各号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第五十七条　（略）

2　前条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　第一項の船舶であつてその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているものには、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環（ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、管海官庁が適当と認める救命浮器）を備え付けることができる。

4　（略）

第五十八条　平水区域を航行区域とする第二種船には、最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行する第二種船にあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環を備え付けなければならない。

2　第五十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定により備え付け救命浮環について準用する。

第三款　第三種船

（救命艇及び救命いかだ）

第六十二条　（略）

2～7　（略）

8　第一項及び第二項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

（新設）

二　当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
三　第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9　（略）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。
一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ（船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（以下「旅客輸送船」という。）にあつては、水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ）
二　第五十条第五項第一号及び前条第八項第二号に掲げる救命いかだ

第四款　第四種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第六十八条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。

一・二　（略）

4　第一項又は前項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第六十九条　（略）

2　次の各号に掲げる第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて、当該各号に定める救命設備を備え付けることができる。
一　航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの　管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認めるものにあつては、救命浮器又は救命浮環）
二　練習船その他多数の人員を搭載するもの（管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。）　救命浮器又は救命浮環

3　第一項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

4　第五十七条第四項の規定は、第二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

第六十九条の二　平水区域を航行区域とする第四種船（旅客輸送船に限る。）であつて、管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなければならない。

2　第六十九条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

一　当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
二　第四十八条第三項第一号及び第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9　（略）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　前条第八項の規定は、第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第四款　第四種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第六十八条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次の各号に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。

一・二　（略）

（新設）

第六十九条　（略）

2　次の第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる。
一　航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合に限る。
二　練習船その他多数の人員を搭載するもの。ただし、管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。

（新設）

3　第五十七条第四項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

（新設）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（救命いかだ支援艇）

第六十九条の三　国際航海に従事しない第四種船に備え付ける救命いかだ支援艇が救命艇又は救命いかだの要件に適合する場合には、第六十八条第一項から第三項まで、第六十九条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、これをそれぞれ救命艇又は救命いかだとみなすことができる。

（船上通信装置）

第八十一条　（略）

2　降下式乗込装置を備え付ける第一種船等には、当該降下式乗込装置に係る乗艇場所と当該降下式乗込装置のプラットフォーム（降下式乗込装置がプラットフォームを有しない場合には、当該降下式乗込装置の降下路に連結された救命いかだ）の相互間の通信を行うための船上通信装置を備え付けなければならない。ただし、水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置を備え付ける船舶（国際航海に従事しないものに限る。）であつて管海官庁が当該降下式乗込装置の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（救命いかだ進水装置）

第八十四条　（略）

2　第三種船であつて第六十二条第一項及び第二項、同条第三項若しくは第四項又は第六十三条第一項及び第二項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるもの並びに第四種船であつて第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条第一項又は第六十九条の二第一項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだを定員を満載したまま静穏な状態において十分以内に水上におろすため十分であると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置は、各舷（げん）に、一個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない（第六十二条第三項若しくは第四項、第六十三条第一項及び第二項、第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条第一項又は第六十九条の二第一項の規定により備え付ける救命いかだを水上におろすための救命いかだ進水装置を除く。）。

4　（略）

（削る）

（救命いかだ支援艇）

第六十九条の二　国際航海に従事しない第四種船に備え付ける救命いかだ支援艇が救命艇又は救命いかだの要件に適合する場合には、第六十八条並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、これをそれぞれ救命艇又は救命いかだとみなすことができる。

（船上通信装置）

第八十一条　（略）

2　降下式乗込装置を備え付ける第一種船等には、当該降下式乗込装置に係る乗艇場所と当該降下式乗込装置のプラットフォーム（降下式乗込装置がプラットフォームを有しない場合には、当該降下式乗込装置の降下路に連結された救命いかだ）の相互間の通信を行うための船上通信装置を備え付けなければならない。

（救命いかだ進水装置）

第八十四条　（略）

2　第三種船であつて第六十二条第一項及び第二項又は第六十三条第一項から第三項までの規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、当該救命いかだを定員を満載したまま静穏な状態において十分以内に水上におろすため十分であると管海官庁が認める数の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

3　前二項の規定により備え付ける救命いかだ進水装置は、各舷（げん）に、一個以上、かつ、できる限り同数配置しなければならない（第六十三条第三項の規定により備え付ける救命いかだを水上におろすための救命いかだ進水装置を除く。）。

4　（略）

5　第二項の規定は、第三種船であつて第六十二条第三項又は第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものについて準用する。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第四条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　救命設備	第六章　救命設備
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　救命設備の備付基準（第五十八条―第五十八条の三）	第二節　救命設備の備付基準（第五十八条・第五十八条の二）
第三節・第四節　（略）	第三節・第四節　（略）
第七章～第十五章　（略）	第七章～第十五章　（略）
附則	附則

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この省令において「旅客輸送船」とは、船舶設備規定第三百十一条の二十一条の二の告示で定める船舶をいう。

6・7　（略）

（水密甲板の設置）

第七条　沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶（以下「沿岸小型船舶等」という。）であつて、旅客船又は旅客輸送船以外のものに設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3　（略）

（機関室口囲壁）

第十条　（略）

2　前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

3　他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置（前項の規定により備え付けるものに限る。）は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4　第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

（甲板室及び船楼）

第十一条　（略）

2　（略）

3　他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置（前項の規定により備え付けるものに限る。）は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4　第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

（水密隔壁の設置）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定によるほか、沿海以上の航行区域を有する小型船舶（沿海区域を航行区域とするものにあつては、旅客船及び旅客輸送船に限る。）にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一　浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二　浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5　次に掲げる小型船舶にあつては、前各項の規定によらないことができる。

一　沿岸小型船舶等（旅客船及び旅客輸送船を除く。）

二　総トン数五トン以上の小型船舶（旅客船及び旅客輸送船を除く。）又は総トン数五トン未満の小型船舶であつて、検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

（新設）

5・6　（略）

（水密甲板の設置）

第七条　沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶（以下「沿岸小型船舶等」という。）に設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3　（略）

（機関室口囲壁）

第十条　（略）

2　前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮してさしつかえないと認めるものについては、この限りでない。

（新設）

3　第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

（甲板室及び船楼）

第十一条　（略）

2　（略）

（新設）

3　第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

（水密隔壁の設置）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定によるほか、近海以上の航行区域を有する小型船舶にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮んでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一　浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二　浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5　旅客船以外の小型船舶であつて検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの及び沿岸小型船舶等にあつては、前各項の規定によらないことができる。

（小型船舶用膨脹式救命いかだ）

第四十六条　（略）

2‖　小型船舶用膨脹式救命いかだであつてその位置を調整し、かつ、保持することができるもの（以下「位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、船上から人員が安全に乗り込むことができるように当該小型船舶用膨脹式救命いかだの位置を調整し、かつ、保持するための装置が備え付けられているものでなければならない。

（小型船舶用救命浮器）

第四十九条　（略）

2　膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六条第一項第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

（救命設備の備付数量）

第五十八条　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一～八　（略）

九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は旅客輸送船に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するもの。第六十三条第二項において同じ。）　一個

十・十一　（略）

2　沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第五項第三号及び第四号の規定によることができる。

一～十一　（略）

3‖　前項第一号の規定にかかわらず、沿海区域を航行区域とする旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならない。

4‖　第二項の規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十六条の瀬戸内をいう。）に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。

5‖　平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一　最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器（検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認める船舶にあつては、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器）

（小型船舶用膨脹式救命いかだ）

第四十六条　（略）

（新設）

（小型船舶用救命浮器）

第四十九条　（略）

2　膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六条第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

（救命設備の備付数量）

第五十八条　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一～八　（略）

九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。）　一個

十・十一　（略）

2　沿海区域を航行区域とする小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶等（総トン数五トン以上の旅客船を除く。）は、第三号から第八号までの規定（沿岸小型船舶にあつては、第六号の規定を除く。）に代えて第四項第三号及び第四号の規定によることができる。

一～十一　（略）

（新設）

3‖　前項の規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十六条の瀬戸内をいう。）に限定されている小型船舶には、前項第九号から第十一号までに掲げる救命設備を備え付けることを要しない。

4‖　平水区域を航行区域とする総トン数五トン以上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。

一　最大搭載人員の五十パーセント（湖川港内のみを航行するものにあつては、二十五パーセント）を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器

二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。

三・四　（略）

6　（略）

7　前項の規定によるほか、平水区域を航行区域とする旅客船（総トン数五トン未満の旅客船に限る。）又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める小型船舶用救命浮器を備え付けなければならない。

8　（略）

9　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項、第五項、第六項及び前項の規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。

10　（略）

11　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用を緩和することができる。

（降下式乗込装置）

第五十八条の三　旅客船又は旅客輸送船であつて、検査機関が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものに備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、当該小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が三十分以内（旅客輸送船に備え付けるものにあつては十分以内）に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置（船舶救命設備規則第四十七条の二の規定に適合するもの。第五十九条において同じ。）により乗り込むものでなければならない。ただし、水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだにあつては、この限りでない。

第三節　救命設備の積付方法

（小型船舶用膨脹式救命いかだ等）

第五十九条　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器及び降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

（船舶区画規程等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と認めるものには、改正後欄に掲げる規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。	二　最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッション。ただし、最大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けたものについては、最大搭載人員の十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命クッションを備え付ければよい。
三・四　（略）	三・四　（略）
5　（新設）	5　（新設）
6　（略）	6　（略）
7　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。	7　小児を搭載する小型船舶には、第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さないときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならない。
8　（略）	8　（略）
9　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項から第七項までの規定の適用を緩和することができる。	9　係留船については、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じて第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用を緩和することができる。
（新設）	（降下式乗込装置）
第三節　救命設備の積付方法	**第三節**　救命設備の積付方法
（小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器）	（小型船舶用膨脹式救命いかだ等）
第五十九条　小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。	**第五十九条**　小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器及び降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならない。

（経過措置）

第二条　（略）

２　現存船であって旅客船であるものについては、令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査の時期からは、前項の規定にかかわらず、この省令による改正後の船舶区画規程（第二編第三章の規定に限る。）を適用する。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一　当該船舶の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二　浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を当該船舶に講じている場合であって、当該措置を引き続き当該船舶に講じる場合

３　現存船であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条～第五条　（略）

（経過措置）

第二条　（略）

（新設）

２　現存船であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条～第五条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の船舶区画規程（次項において「新船舶区画規程」という。）第七編の規定は、令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間は、適用しない。

２　新船舶区画規程第七編の規定にかかわらず、前項の船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一　当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二　浸水警報装置を備える等管海官庁が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であって、当該措置を引き続き当該現存船に講じる場合

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則（以下この条において「新船舶救命設備規則」という。）第三章の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶をいう。以下同じ。）及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない旅客船にあっては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

２　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁の指示するところによることができる。

一　当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して管海官庁がやむを得ないと認める場合

二　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して管海官庁が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ　前項第一号イに掲げる船舶　令和七年四月一日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　前項第一号ロに掲げる船舶　令和八年四月一日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

３　新船舶救命設備規則第三章の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和七年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、管海官庁の指示するところによることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の小型船舶安全規則（以下この条及び次条において「新小型船舶安全規則」という。）第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和十年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　令和十年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない旅客船にあっては、令和十年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十四年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該旅客船について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　令和十一年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和十一年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十五年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和九年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

2　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同項に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、管海官庁又は小型船舶検査機構（以下この条及び次条において「検査機関」という。）の指示するところによることができる。

一　当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

二　浸水警報装置を備える等検査機関が適当と認める措置を当該現存船に講じている場合であって、当該措置を引き続き当該現存船に講じる場合

3　新小型船舶安全規則第七条第一項並びに第十五条第四項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和十年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和十一年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

4　新小型船舶安全規則第十条第三項及び第十一条第三項の規定は、令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの又は遊漁船については、適用しない。

第五条　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例によることができる。

一　イ又はロに掲げる船舶（遊漁船及び令和七年四月一日（ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶を除く。）　それぞれイ又はロに定める期間

イ　令和七年四月一日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない旅客船にあっては、令和七年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十一年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　令和八年四月一日前に建造契約が結ばれた船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和八年十月一日前に建造に着手されたもの）であって令和十二年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　施行日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

二　遊漁船　当分の間

2　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる船舶（以下この項において「現存船」という。）については、同号に定める期間の経過後において次に掲げる場合に該当するときは、検査機関の指示するところによることができる。

一　当該現存船の航海の態様その他の事情を勘案して検査機関がやむを得ないと認める場合

二　次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間継続して検査機関が適当と認める救命設備を当該現存船に備え付けている場合であって、当該救命設備を引き続き当該現存船に備え付ける場合

イ　前項第一号イに掲げる船舶　令和七年四月一日から当該旅客船について令和七年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

ロ　前項第一号ロに掲げる船舶　令和八年四月一日から当該船舶について令和八年四月一日以後最初に行われる定期検査が開始される日までの間

3　新小型船舶安全規則第五十八条第三項、第五項及び第七項並びに第五十八条の三の規定にかかわらず、第一項第一号イ又はロに掲げる船舶（遊漁船を除き、令和七年四月一日（同号ロに掲げる船舶にあっては、令和八年四月一日）以後に主要な変更又は改造を行った船舶に限る。）については、検査機関の指示するところによることができる。

○国家公安委員会規則第十四号

規　則

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十月三十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

［一～九　略］

十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二又は第二十四条の四に規定する罪

［十一～二十六　略］

二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条までで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪

［二十八～四十　略］

四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

(2)　［略］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

［ロ　略］

ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　［略］

［削る。］

(3)‖(2)‖　［略］

(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　［略］

［削る。］

(3)‖(2)‖　［略］

(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　［略］

(2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

(3)　［略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

改正前

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第二条　［同上］

［一～九　同上］

十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［十一～二十六　同上］

二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条までで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［二十八～四十　同上］

四十一　［同上］

イ　［同上］

(1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2)　同上］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

［ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)‖　同上］

(2)‖(3)‖　大麻取締法第二十四条に規定する罪

［同上］

(4)‖(3)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ　［同上］

(1)‖　同上］

(2)‖(3)‖　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

［同上］

(4)‖(3)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　［同上］

(1)‖　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
［イ～ニ　略］
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪
［(1)～(6)　略］
(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪
［(8)～(14)　略］
(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪
［(16)～(28)　略］
ヘ　［略］
［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～九　略］ 十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪 ［十一～二十六　略］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪 ［二十八～四十　略］ 四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪 (1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。 ［(2)　略］ (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪 ［十一～二十六　同上］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪 ［二十八～四十　同上］ 四十一　［同上］ イ　［同上］ (1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。 ［(2)　同上］ (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

［ロ　略］

ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

［削る。］

(2)　［略］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

［削る。］

(2)　［略］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

(2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

［(3)　略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

［(8)～(14)　略］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

［(16)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

［ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条に規定する罪

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

［(8)～(14)　同上］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

［(16)～(28)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～九　略］ 十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪 ［十一～二十六　略］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪 ［二十八～四十　略］ 四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の二第十二号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪 (1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。 (2)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。 ［ロ　略］ ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 ［削る。］ (2)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪 ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 ［削る。］ (2)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪 ［十一～二十六　同上］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪 ［二十八～四十　同上］ 四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 イ　［同上］ (1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。 (2)　同上 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。 ［ロ　同上］ ハ　［同上］ (1)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条に規定する罪 (3)　［同上］ (4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪 ニ　［同上］ (1)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪 (3)　［同上］ (4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

(2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

［(3)　略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

［(8)～(14)　略］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

［(16)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二　法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三～八　［略］

九　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）、第六十四条の三（施用及び施用を受けることに係る部分に限る。）、第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）又は第六十六条の二（第二十七条第一項（施用及び施用のための交付に係る部分に限る。）及び第五項に係る部分に限る。）に規定する罪

十・十一　［略］

ホ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

［(8)～(14)　同上］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

［(16)～(28)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）

第十三条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

四～九　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

十　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）、第六十四条の三（施用及び施用を受けることに係る部分に限る。）又は第六十六条（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪

十一・十二　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

十二　麻薬特例法第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪
［削る。］
(1)・(2)　［略］
ロ　麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)、(2)又は(3)（麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二及び第六十六条に係る部分に限る。）に掲げる罪に係る罪
十三～十五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～九　略］	［同上］
十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪	十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
［十一～二十六　略］	［十一～二十六　同上］
二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条の三まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪	二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪
［二十八～四十　略］	［二十八～四十　同上］
四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十一　［同上］
イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪	イ　［同上］
(1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。	(1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
(2)　［略］	(2)　［同上］
(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。	(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。
［ロ　略］	［ロ　同上］
ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪	ハ　［同上］
［(1)　略］	(1)　［同上］
［削る。］	(2)　大麻取締法第二十四条に規定する罪
(3)　［略］	(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪
(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪	［同上］
十三　［同上］	(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪
イ　［同上］	十三　［同上］
(1)　大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。	イ　［同上］
(2)・(3)　［同上］	(1)　大麻取締法第二十四条の二（譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。
ロ　麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪	(2)・(3)　［同上］
十四～十六　［同上］	ロ　麻薬特例法第八条第二項（譲渡し、譲受け及び交付に係る部分に限る。）に規定する罪のうち、第一条第四十一号ニ(1)から(4)までに掲げる罪に係る罪
［一号ずつ繰り上げる。］	十四～十六　［同上］
	［一号ずつ繰り上げる。］

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 [削る。] (3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪 [略]	ニ　[同上] (1)　同上 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪 (4)‖(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪 [同上]
ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 (2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪 (3)　略 (4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪 [四十二～四十六　略] 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 [イ～ニ　略] ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 (1)～(6)　略 (7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪 (8)～(14)　略 (15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪 (16)～(28)　略 ヘ　[略] [四十八～六十　略]	ホ　[同上] (1)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪 (3)　同上 (4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪 [四十二～四十六　同上] 四十七　[同上]
備考　表中の［　］の記載は注記である。	[イ～ニ　同上] ホ　[同上] (1)～(6)　同上 (7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪 (8)～(14)　同上 (15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪 (16)～(28)　同上 ヘ　[同上] [四十八～六十　同上]

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～九　同上］

十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

［十一～二十六　略］

二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪

［二十八～四十　略］

四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。

［(2)　略］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。

［ロ　略］

ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

［削る。］

(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

［削る。］

(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

［(1)　略］

(2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

［(3)　略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［十一～二十六　同上］

二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［二十八～四十　同上］

四十一　［同上］

イ　［同上］

(1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

［(2)　同上］

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

［ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)　同上］

(2)‖　大麻取締法第二十四条に規定する罪

［同上］

(4)‖(3)‖(2)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ　［同上］

［(1)　同上］

(2)‖　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

［同上］

(4)‖(3)‖　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

［(8)～(14)　略］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

［(16)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～九　略］ 十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪 ［十一～二十六　略］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪 ［二十八～四十　略］ 四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪 (1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。 ［(2)　略］ (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪 ［十一～二十六　同上］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪 ［二十八～四十　同上］ 四十一　［同上］ イ　［同上］ (1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。 ［(2)　同上］ (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ホ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

［(8)～(14)　同上］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

［(16)～(28)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

［ロ　略］

ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　略

［削る。］

(2)・(3)　略

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　略

［削る。］

(2)・(3)　略

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　略

(2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪

(3)　略

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1)～(6)　略

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

(8)～(14)　略

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

(16)～(28)　略

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

［ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　同上

(2)・(3)　大麻取締法第二十四条に規定する罪

［同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ　［同上］

(1)　同上

(2)・(3)　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

［同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　［同上］

(1)　同上

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

(3)　同上

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

(1)～(6)　同上

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

(8)～(14)　同上

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

(16)～(28)　同上

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～九　略］ 十　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪 ［十一～二十六　略］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十六条まで、第六十六条の二（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四、第六十九条の五、第七十条第十四号又は第七十二条第四号に規定する罪 ［二十八～四十　略］ 四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪 (1)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条に規定する罪に当たる行為をすること。 (2)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四に規定する罪に当たる行為をすること。 ［ロ　略］ ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 ［削る。］ (2)　(3)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十五条又は第六十六条の三に規定する罪 ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 ［削る。］ (2)　(3)　略 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四に規定する罪 ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪 (1)　略 (2)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条、第二十四条の三又は第二十四条の四に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪 ［十一～二十六　同上］ 二十七　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪 ［二十八～四十　同上］ 四十一　［同上］ イ　［同上］ (1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。 (2)　同上 (3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。 ［ロ　同上］ ハ　［同上］ (1)　(2)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条に規定する罪 ［同上］ (3)　(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪 ニ　［同上］ (1)　(2)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪 ［同上］ (3)　(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪 ホ　［同上］ (1)　同上 (2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

［(3)　略］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四又は第六十九条の五に規定する罪

［四十二～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る行為に係る罪

［(1)～(6)　略］

(7)　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十四条第一項に規定する罪

［(8)～(14)　略］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項、第六十六条の二第一項（第二十七条第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第六十六条の三第一項又は第六十六条の四第二項に規定する罪

［(16)～(28)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［(3)　同上］

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

［四十二～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

［(8)～(14)　同上］

(15)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪

［(16)～(28)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行前にした第三条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第一条第十号、第四十一号及び第四十七号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第三条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。

2　この規則の施行前にした旧規則第十三条の二第三号及び第十三号に規定する罪に当たる行為は、法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、新規則第十三条の二に規定する罪に当たる行為とみなす。

○国家公安委員会規則第十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和六年十月三十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～七　同上］

八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪	八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［九～六十　略］

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　同上］

び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　同上］

三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係	八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係

る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　同上］

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～六十　同上］

附　則

（施行期日）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。